

統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（案）

I. 経営陣による統合的リスク管理態勢の整備・確立状況

【検証ポイント】

- 「統合的リスク管理」とは、保険会社の直面するリスクに関して、潜在的に重要なリスクを含めて総体的に捉え、保険会社の自己資本等¹と比較・対照し、さらに、保険引受や保険料率設定などフロー一面を含めた事業全体としてリスクをコントロールする、自己管理型のリスク管理を行うことをいう。保険会社の統合的リスク管理態勢は、収益目標及びそれに向けたリスク・テイクの戦略等を定めた当該保険会社の戦略目標を達成するために、有効に機能することが重要である。なお、本チェックリストにおける「統合的リスク管理」には、自己資本充実度の評価など、自己資本等の管理が含まれることに留意する。
- また、統合的リスク管理を行う前提として、①責任準備金、支払備金及び配当準備金（以下「責任準備金等」という。）の適切な積立て、②ソルベンシー・マージン比率の適正な算定、③法令等で求められている経営分析や区分経理等といった財務の健全性・保険計理に関する管理を適切に行う必要がある。
- 統合的リスク管理態勢を構築するに当たっては、①リスクの種類が多岐にわたっており、各リスク・カテゴリーに明確に区別して捉えきれないようなリスクも想定されること、②業務遂行に伴うリスクが金融関連のリスク（市場リスク・信用リスク等）ばかりでなく、それ以外のリスクも相当程度大きいこと、③保険の持つオプション性やテールリスクなど評価手法が必ずしも確立されていない事項が多いうえ、生命保険を中心に負債が超長期に及ぶことが技術的な難しさの一因となっていること、④リスクや自己資本等の充実度を評価するに際し、現行の保険会計に基づく場合と経済価値に基づく場合とでは大きな乖離が生じ得ること等、保険会社特有のリスク特性を十分に踏まえる必要がある。
- また、保険会社がさらされているリスクは、それぞれが独立に存在するのではなく、相互に関連しあって保険会社に影響を及ぼしている上、複雑化、多様化している。保険会社は各リスク（保険引受リスク、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスク等）を個々に管理するのみならず、自らの業務の規模・特性やリスク・プロファイルを踏まえ、全社的な観点からリスクを包括的に評価し、適切に管理していくことが重要である。
- 保険会社の統合的リスク管理の枠組みはまだ完全には確立されていないが、上記の重要性に鑑みれば、保険会社においては、業務の規模・特性に応じたリスク管理の更なる高度化に向けた不断の取組みが必要である。
- 保険会社の経営陣は、保険会社全体の抱えるリスクを十分に理解した上で、統合的リスク管理の目的・本質を踏まえ、リスクの定義・認識、評価、報告及び対応策の決定・実行といったリスク管理サ

¹ ここでいう「自己資本等」は、会計上の純資産や現行ソルベンシー規制に基づく資本に限った概念ではなく、経済価値評価（市場価格に整合的な評価、又は、市場に整合的な原則・手法・パラメーターを用いる方法により導かれる将来キャッシュフローの現在価値に基づく評価）により認識される資本を含め、リスク管理の観点から、各保険会社が自らのリスクと対比するものとして定義するものを想定している。

イクルの実効性が確保されるよう、統合的リスク管理態勢の整備・確立を自ら率先して行う役割と責任がある。

- ・ 上記の点を踏まえ、検査官は、統合的リスク管理態勢を検証するに当たっては、保険会社による統合的リスク管理態勢の整備・確立に向けた自発的な取組を最大限に尊重しつつ、当該保険会社の業務の規模・特性やリスク・プロファイルを踏まえた戦略目標の達成を確保するという統合的リスク管理の目的・本質を捉えた上で、当該保険会社が全社的な観点からリスクを包括的に評価し、管理していくことについての取組みがなされているかについて検証する。その際、複雑又は高度なリスク評価方法が、必ずしも全ての保険会社にとって適切な方法であるとは限らないことに留意する。例えば、単一の指標・モデルのみで判断するのではなく、相互に補完するような複数の目線で実態を捉えようとする取組みもある点に留意する。また、資産・負債を経済価値に基づき評価することや、各リスクを計量化すること自体があたかも目的となっている、リスク管理に関わるのが実質的に特定部門のみとなっている等、統合的リスク管理の目的・本質を捉えない形式的な取組みとなっているかとの観点から検証を行う必要があることに留意する。
- ・ 検査官は、①方針の策定、②内部規程・組織体制の整備、③評価・改善態勢の整備がそれぞれ適切に経営陣によってなされているかといった観点から、統合的リスク管理態勢が有効に機能しているか否か、経営陣の役割と責任が適切に果たされているかをⅠ. のチェック項目を活用して具体的に確認する。
- ・ 各リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（本チェックリストを含む。）のⅡ. 以降の各チェック項目の検証において問題点の発生が認められた場合、当該問題点が各チェックリストのⅠ. 及び必要に応じて本チェックリストのいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかを漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- ・ 検査官が認識した弱点・問題点を経営陣が認識していない場合には、特に、態勢が有効に機能していない可能性も含めて検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- ・ 検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認する。

1. 方針の策定

①【取締役の役割・責任】

取締役は、統合的リスク管理を軽視することが戦略目標の達成に重大な影響を与えることを十分に認識し、統合的リスク管理を重視しているか。また、取締役は、収益目標及びそれに向けたリスク・テイクの戦略等を定めた当該保険会社全体の戦略目標を達成するために、統合的リスク管理態勢が有効に機能することが重要であることを十分に認識しているか。さらに、取締役は、保険会社の資産と投資行動がその負債特性やリスク特性及び自己資本等の経営体力の状況に適合していることを確保するためには、資産・負債全体を適切に管理することが重要であることを認識し、資産・負債の総合的な管理を統合的リスク管理の重要な要素として重視してい

るか。

特に担当取締役は、リスクの所在、種類・特性及びリスクの特定・評価・モニタリング・コントロール等の手法並びに統合的リスク管理の重要性を十分に理解し、この理解に基づき当該保険会社の統合的リスク管理の状況を的確に認識し、適正な統合的リスク管理態勢の整備・確立に向けて、方針及び具体的な方策を検討しているか。例えば、担当取締役は各種リスクを統合的に評価する方法（以下「統合的リスク評価方法」という。）の限界及び弱点を理解し、それを補う方策を検討しているか。

②【戦略目標の整備・周知】

取締役会は、経営方針に則り、保険会社全体の収益目標、リスク・テイクの戦略等（資産・負債戦略、リスク・リターン戦略等）を定めた戦略目標を策定し、組織内に周知させているか。戦略目標の策定に当たっては、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の構成、各種リスクを勘案し、かつ自己資本等の状況を踏まえ検討しているか。また、例えば、以下の項目について留意しているか。

- ・ 負債特性を保険会社全体及び各部門の戦略目標の設定における重要な要素として位置付け、商品開発や保険料率設定等に関して、負債特性の評価・分析結果及びそれを踏まえた対応状況を考慮しているか。また、将来の債務の履行が可能となるように、適切な特性（残存期間・流動性等）を持つ資産を十分確保することとしているか。
- ・ どの程度のリスクを取り、どの程度の収益を目標とするのかを定めるに当たり、リスクを最小限度に抑えることを目標とするのか、能動的に一定のリスクを引受け、これを管理する中で収益を上げることを目標とするのか等を明確にしているか。
- ・ 保険会社全体及び各部門の戦略目標は、目先の収益確保を優先するあまり、リスク管理を軽視したものになっていないか。特に長期的なリスクを軽視し、短期的な収益確保を優先した目標の設定や当該目標を反映した業績評価の設定を行っていないか。

③【統合的リスク管理方針の整備・周知】

取締役会は、統合的リスク管理に関する方針（以下「統合的リスク管理方針」という。）を定め、組織全体に周知させているか。例えば、以下の項目について明確に記載される等、適切なものとなっているか。²なお、ストレス・テストの実施に関する方針については、その基本的な考え方が統合的リスク管理との間に矛盾がなく、かつ、統合的リスク管理の計量化手法では把握できないリスクを捉えるとの観点から配慮されたものとなっているか。

² 明確に記載されるべき項目を全て包含する統一的な統合的リスク管理方針を策定する必要はなく、統合的リスク管理を行う複数の部門等において定められる複数の方針及び経営計画において、明確に記載されるべき項目が網羅的に定められていればよい。

- ・ 統合的リスク管理に関する担当取締役及び取締役会等の役割・責任
- ・ 統合的リスク管理に関する部門（以下「統合的リスク管理部門」という。）の設置、権限の付与等の組織体制に関する方針
- ・ 新規商品等³に関する方針（リスク・コントロールに十分配慮した商品開発や保険料率の設定を含む。）
- ・ 保険契約が持つ解約や更新等のオプションに起因するリスク等、負債特性の分析・評価を行うための方針
- ・ 負債特性を踏まえた、将来の債務の履行が可能となるような適切な特性（残存期間・流動性等）を持つ資産の保有を十分に行うための方針
- ・ リスク限度枠の設定に関する方針
- ・ 管理対象とするリスクの特定に関する方針
- ・ 統合的なリスクの評価、評価されたリスクのモニタリング及びコントロールに関する方針
- ・ ストレス・テストの実施に関する方針
- ・ 十分な自己資本等を維持するための基本方針
- ・ 自己資本等対比でのリスク許容度に関する方針
- ・ 自己資本等の充実度の評価における自己資本等及びリスクの定義
- ・ 自己資本等の充実度の評価、モニタリング及びコントロールに関する方針
- ・ 資本配賦運営に関する方針（資本配賦運営を行っている場合）

④【経営計画の整備・周知】

取締役会は、経営方針に則り、経営計画を策定し、組織全体に周知させているか。経営計画の策定に当たっては、現在及び将来において必要となる自己資本等の額を戦略目標と関連付けて分析し、戦略目標に照らして望ましい自己資本等の水準、必要となる資本調達額、適切な資本調達方法等を踏まえているか。また、自己資本等の水準の目標については、リスク・プロファイル及び業務を取り巻く状況との整合性を確保しているか。

⑤【資本計画等の整備】

取締役会は、経営計画、保険会社全体の戦略目標、各部門の戦略目標及び統合的リスク管理方針に則り、適切な自己資本等の水準の目標を達成するための資本計画等を策定しているか。資本配賦運営を行っている場合は、リスクに配賦する資本（以下「リスク資本」という。）の算定根拠と各リスク資本枠について、明確に記載されているか。

⑥【方針策定プロセスの見直し】

取締役会は、定期的に又は必要に応じて随時、統合的リスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、方針策定のプロセスの有効性を検証し、適時に見直し

³ 経営管理（ガバナンス）態勢－基本的要素－の確認検査用チェックリストⅠ． 3． ④を参照。

ているか。

2. 内部規程・組織体制の整備

①【内部規程の整備・周知】

取締役会等は、統合的リスク管理方針に則り、統合的リスク管理に関する取決めを明確に定めた内部規程（以下「統合的リスク管理規程」という。）を統合的リスク管理部門の管理者（以下本チェックリストにおいて単に「管理者」という。）に策定させ、組織内に周知させているか。取締役会等は、統合的リスク管理規程についてリーガル・チェック等を経て、統合的リスク管理方針に合致することを確認した上で承認しているか。単に自己資本等の充実度を評価するのではなく、事業全体としてリスク管理を行う枠組みになっているか。

②【自己資本等の充実度の評価における自己資本等の定義】

取締役会等は、自己資本等の充実度の評価において、評価の基準となる自己資本等の定義を明確に定めているか。自己資本等が潜在損失への備えであることを踏まえ、自己資本等の充実度の評価に用いる自己資本等の定義と、経営方針、経営計画、戦略目標等との整合性を確保しているか。

③【統合的リスク管理部門の態勢整備】

- (i) 取締役会等は、統合的リスク管理方針及び統合的リスク管理規程に則り、統合的リスク管理部門を設置し、適切な役割を担わせる態勢を整備しているか。⁴
- (ii) 取締役会は、統合的リスク管理部門に、当該部門を統括するのに必要な知識と経験を有する管理者を配置し、当該管理者に対し管理業務の遂行に必要な権限を与えて管理させているか。
- (iii) 取締役会等は、統合的リスク管理部門に、その業務の遂行に必要な知識と経験を有する人員を適切な規模で配置し、当該人員に対し業務の遂行に必要な権限を与えているか。⁵
- (iv) 取締役会等は、統合的リスク管理部門について資産運用部門、保険引受部門等からの独立性を確保することなどにより、牽制機能が発揮される態勢を整備しているか。

④【商品開発部門、資産運用部門、保険引受部門等における統合的リスク管理態勢の整備】

- (i) 取締役会等は、管理者又は統合的リスク管理部門を通じ、管理すべきリスクの関

⁴ 統合的リスク管理部門を独立した態様で設置しない場合（例えば、他のリスク管理部門と統合した一つのリスク管理部門を構成する場合のほか、他の業務と兼担する部署が統合的リスク管理を担当する場合や、部門や部署ではなく責任者が統合的リスク管理を担当する場合等）には、当該保険会社の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じ、その態勢のあり方が十分に合理的で、かつ、機能的な側面から見て部門を設置する場合と同様の機能を備えているかを検証する。

⁵ 人員の配置及び権限の付与についての権限が取締役会等以外の部署・役職にある場合には、その部署・役職の性質に照らし、牽制機能が働く等合理的なものとなっているか否かを検証する。

係する部門（例えば、商品開発部門、資産運用部門、保険引受部門等）に対し、遵守すべき内部規程・業務細則等を周知させ、遵守させる態勢を整備するなど、統合的リスク管理の実効性を確保する態勢を整備しているか。例えば、管理者に、商品開発部門、資産運用部門、保険引受部門等が遵守すべき内部規程・業務細則等を特定させ、効果的な研修を定期的に行わせる等の具体的な施策を行うよう指示しているか。

- (ii) 取締役会等は、統合的リスク管理部門と、資産運用リスク管理部門、保険引受リスク管理部門及び流動性リスク管理部門並びに新商品委員会等との適切な連携を図る態勢を整備しているか。

⑤【資産・負債の総合的な管理に係る態勢の整備】

取締役会等は、統合的リスク管理方針に基づき、統合的リスク管理部門に、資産・負債を総合管理し、運用戦略等の策定・実行を評価、分析する役割を担わせる態勢を整備しているか。⁶

⑥【取締役会及び取締役会等への報告・承認態勢の整備】

取締役会は、報告事項及び承認事項を適切に設定した上で、管理者に、定期的には又は必要に応じて随時、取締役会等に対し状況を報告させ、又は承認を求めさせる態勢を整備しているか。特に、経営に重大な影響を与える事案については、取締役会に対し速やかに報告させる態勢を整備しているか。

⑦【監査役への報告態勢の整備】

取締役会は、監査役へ直接報告されるべき事項を特定した場合には、報告事項を適切に設定した上で管理者から直接報告を行わせる態勢を整備しているか。⁷

⑧【内部監査実施要領及び内部監査計画の策定】

取締役会等は、内部監査部門又は内部監査部門長に、統合的リスク管理について監査すべき事項を適切に特定させ、内部監査の実施対象となる項目及び実施手順を定めた要領（以下「内部監査実施要領」という。）並びに内部監査計画を策定させた上で承認しているか。⁸例えば、以下の項目については、内部監査実施要領又は内部監査計画に明確に記載し、適切な監査を実施する態勢を整備しているか。

- ・ 統合的リスク管理態勢の整備状況（収益目標及びそれに向けたリスク・テイクの戦略等を定めた当該保険会社全体の戦略目標の達成を確保するための統合的リスク管理態勢の整備状況を含む。）
- ・ 統合的リスク管理方針、統合的リスク管理規程等の遵守状況

⁶ 資産・負債の総合的な管理については、統合的リスク管理部門とは別のALM委員会等の組織が行っている場合もある。こうした体制の違いにとらわれず、資産・負債の総合的な管理が適切に行われているか検証する。なお、ALM委員会等を設置している場合においては、統合的リスク管理部門とALM委員会等が適切に連携しているかについても検証する。

⁷ このことは、監査役が自ら報告を求めることを妨げるものではなく、監査役の権限及び活動を何ら制限するものではないことに留意する。

⁸ 内部監査計画についてはその基本的事項について承認すれば足りる。

- ・ 業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った統合的リスク管理プロセスの適切性
- ・ 統合的リスク評価方法の妥当性
- ・ 統合的リスク評価で利用されるデータの正確性及び完全性
- ・ 統合的リスク評価方法の限界及び弱点を踏まえた運営の適切性
- ・ 負債特性の分析・評価方法の妥当性
- ・ 負債特性を分析し、保有する負債の状況に応じた適切な特性（残存期間・流動性等）を持つ資産の保有が十分に行われるための資産・負債の総合的な管理プロセスの適切性
- ・ 業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った自己資本等の充実度の評価プロセスの適切性
- ・ 自己資本等の充実度の評価方法（手法、前提条件等）の妥当性
- ・ 自己資本等の充実度の評価で利用されるデータの正確性及び完全性
- ・ 自己資本等の充実度の評価方法の限界及び弱点を踏まえた運営の適切性
- ・ ストレス・テストにおけるシナリオ等の妥当性
- ・ 内部監査及び前回検査における指摘事項に関わる改善状況

⑨【内部規程・組織体制の整備プロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随時、統合的リスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、内部規程・組織体制の整備プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

3. 評価・改善活動

(1) 分析・評価

①【統合的リスク管理の分析・評価】

取締役会等は、監査役監査、内部監査及び外部監査⁹の結果、各種調査結果並びに各部門からの報告等全ての統合的リスク管理の状況に関する情報に基づき、統合的リスク管理の状況を的確に分析し、統合的リスク管理の実効性の評価を行った上で、態勢上の弱点、問題点等改善すべき点の有無及びその内容を適切に検討するとともに、その原因を適切に検証しているか。また、必要な場合には、利害関係者以外の者によって構成された調査委員会等を設置する等、その原因究明については万全を期しているか。

②【分析・評価プロセスの見直し】

⁹ ここに言う外部監査は、会計監査人による財務諸表監査に限定するものではないが、現状では、制度上義務付けられている財務諸表監査及び同監査手続の一環として実施される内部管理態勢の有効性等の検証以外の外部監査を義務付けるものではないことに留意する必要がある。

ただし、保険会社が、内部管理態勢の有効性等を確保するため、財務諸表監査と別に外部監査を受けている場合は、財務諸表監査の結果と併せて、内部管理態勢の有効性等を総合的に検証することとなる。

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随時、統合的リスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、分析・評価プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

(2) 改善活動

①【改善の実施】

取締役会等は、上記3.(1)の分析・評価及び検証の結果に基づき、必要に応じて改善計画を策定しこれを実施する等の方法により、適時適切に当該問題点及び態勢上の弱点の改善を実施する態勢を整備しているか。

②【改善活動の進捗状況】

取締役会等は、改善の実施について、その進捗状況を定期的に又は必要に応じて随時、検証し、適時適切にフォローアップを図る態勢を整備しているか。

③【改善プロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随時、統合的リスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、改善プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

II. 管理者による統合的リスク管理態勢の整備・確立状況

【検証ポイント】

- ・ 本章においては、管理者及び統合的リスク管理部門が果たすべき役割と負うべき責任について検査官が検証するためのチェック項目を記載している。
- ・ II. の各チェック項目の検証において問題点の発生が認められた場合、当該問題点が I. のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかを I. のチェックリストにおいて漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- ・ 検査官が発見した問題点を経営陣が認識していない場合には、特に上記 I. の各態勢及びその過程が適切に機能していない可能性も含め、厳格に検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- ・ 検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否かを確認する。

1. 管理者の役割・責任

① 【統合的リスク管理規程の整備・周知】

管理者は、リスクの所在、種類・特性及び統合的リスク管理手法を十分に理解し、統合的リスク管理方針に沿って、リスクの特定、評価及びモニタリングの方法を決定し、これに基づいたリスクのコントロールに関する取決めを明確に定めた統合的リスク管理規程を策定しているか。統合的リスク管理規程は、取締役会等の承認を受けた上で、組織内に周知されているか。

② 【統合的リスク管理規程の内容】

統合的リスク管理規程の内容は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じ、リスクの統合的な管理に必要な取決めを網羅し、適切に規定されているか。例えば、以下の項目について明確に記載される等、適切なものとなっているか。¹⁰

- ・ 統合的リスク管理部門の役割・責任及び組織に関する取決め
- ・ リスク限度枠の設定に関する取決め
- ・ 統合的リスク管理の管理対象とするリスクの特定に関する取決め
- ・ 統合的リスク評価方法及び各種リスクの評価方法に関する取決め
- ・ 統合的にリスクをモニタリングする方法に関する取決め
- ・ 統合的リスク評価方法の定期的な検証に関する取決め
- ・ ストレス・テストに関する取決め
- ・ リスク資本枠の設定に関する取決め（資本配賦運営を行っている場合）
- ・ 資産と負債の総合的な管理に関する取決め

¹⁰ 明確に記載されるべき項目を全て包含する統一的な統合的リスク管理規程を策定する必要はなく、統合的リスク管理を行う複数の部門等において定められる複数の内部規程において、明確に記載されるべき項目が網羅的に定められていればよい。

- ・ 保険契約が持つ解約や更新等のオプションに起因するリスク等、負債特性の分析・評価を行うための取決め
- ・ 負債特性を踏まえた将来の債務の履行が可能となるような適切な特性(残存期間・流動性等)を持つ資産の保有を十分に行うための取決め
- ・ 統合的リスク管理部門と、資産運用、保険引受及び資金繰りに関する部門並びに新商品委員会等との間の連携・情報伝達に関する取決め
- ・ 自己資本等対比でのリスク許容度に関する取決め
- ・ 自己資本等の充実度の評価において管理対象とするリスクの特定及びリスク評価方法に関する取決め
- ・ 自己資本等の充実度の評価方法に関する取決め
- ・ 自己資本等の充実度のモニタリング方法に関する取決め
- ・ 自己資本等の充実度の評価方法の定期的な検証に関する取決め
- ・ 新規商品等¹¹に関する取決め(資本配賦運営を行っている場合は新規商品等の資本配賦に関する取決めを含む。)
- ・ 取締役会及び取締役会等に報告する態勢に関する取決め

③【管理者による組織体制の整備】

- (i) 管理者は、経営計画、資本計画等、統合的リスク管理方針及び統合的リスク管理規程に基づき、適切な統合的リスク管理を行うため、統合的リスク管理部門の態勢を整備し、牽制機能を発揮させるための施策を実施しているか。
- (ii) 管理者は、適切に統合的リスク管理を行う上で、保険会社全体のリスク管理に遺漏が発生しない態勢を整備しているか。また、各リスク管理部門の管理者に、各リスク管理部門において統合的リスク管理に影響を与える態勢上の弱点、問題点等を把握した場合、統合的リスク管理部門へ速やかに報告させる態勢を整備しているか。さらに、リスク・プロファイルに見合った適切な統合的リスク管理を行う観点から、取得すべき情報を特定し、当該情報を保有する部門から定期的に又は必要に応じて随時、報告を受ける体制を整備しているか。例えば、以下の項目については、適時適切に報告を受けているか。
- ・ リスクの状況
 - ・ リスク限度枠の遵守状況・使用状況
 - ・ リスク資本枠の遵守状況・使用状況(資本配賦運営を行っている場合)
 - ・ 収益の状況
 - ・ リスク評価方法(評価・計測手法、前提条件等)の妥当性
- (iii) 管理者は、適切な資産・負債の総合的な管理を行う観点から、取得すべき情報を特定し、当該情報を保有する部門から定期的に又は必要に応じて随時、報告を受ける体制を整備しているか。例えば、以下の項目について適切に把握する態勢を整備

¹¹ 経営管理(ガバナンス)態勢-基本的要素-の確認検査用チェックリストI. 3. ④を参照。

しているか。

- ・ 負債特性の状況（例えば、負債に含まれているオプションに起因するリスク、予定利率、デュレーション、キャッシュ・フロー等）
- ・ 負債特性を踏まえ、将来の債務の履行が可能となるような適切な特性（残存期間・流動性等）を持つ資産の確保の状況

(iv) 管理者は、新規商品等に関し、新規商品等管理方針や統合的リスク管理規程等に基づき、各リスク管理部門を通じ、それぞれのリスク・カテゴリー毎に新規商品等に内在するリスクを特定させ、報告させる態勢を整備しているか。¹²例えば、新規商品等の持つ負債特性やこれを踏まえた資産運用戦略を報告させる態勢を整備しているか。

(v) 管理者は、統合的リスク評価方法の限界及び弱点を理解し、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合ったリスク管理の高度化に向けた態勢を整備しているか。¹³

(vi) 管理者は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った信頼度の高い統合的リスク管理システム（自己資本等の充実度評価システムを含む。）¹⁴を整備しているか。

(vii) 管理者は、統合的リスク管理を実効的に行う能力を向上させるための研修・教育態勢を整備し、専門性を持った人材の育成を行っているか。

(viii) 管理者は、定期的に又は必要に応じて随時、取締役会が設定した報告事項を報告する態勢を整備しているか。特に、経営に重大な影響を与える事案については、取締役会及び取締役会等に対し速やかに報告する態勢を整備しているか。

④【統合的リスク管理規程及び組織体制の見直し】

管理者は、継続的に統合的リスク管理部門の職務の執行状況に関するモニタリングを実施しているか。また、定期的に又は必要に応じて随時、統合的リスク管理態勢の実効性を検証し、必要に応じて統合的リスク管理規程及び組織体制の見直しを行い、又は取締役会等に対し改善のための提言を行っているか。

2. 統合的リスク管理部門の役割・責任

(1) リスクの特定・評価

①【管理対象とするリスクの特定】

(i) 統合的リスク管理部門は、各リスク管理部門に直面するリスクをカテゴリー毎に網羅的に洗い出させ、洗い出したリスクの規模・特性を踏まえ、統合的リスク管理

¹² 経営管理（ガバナンス）態勢－基本的要素－の確認検査用チェックリストⅠ. 3. ④を参照。

¹³ リスク管理の高度化とは、リスク計測の範囲拡大、精緻化、高度化等だけでなく、限界・弱点を補う方策、計測結果の活用方法等についての高度化も含むことに留意する。

¹⁴ システムには、中央集中型の汎用機システムや分散系システムのほか、EUC（エンド・ユーザー・コンピューティング）によるものも含まれることに留意する。以下同じ。

の管理対象とするリスクを特定しているか。統合的リスク管理の管理対象とするリスクには、少なくとも保険引受リスク、市場リスク、信用リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク等を含む全てのリスクのうち重要なリスクを網羅的に含んでいるか。また、リスク・カテゴリーの網羅性に加え、営業拠点、重要なグループ会社、業務委託先等の業務範囲の網羅性も確保しているか。

(ii) 統合的リスク管理部門は、ソルベンシー・マージン比率の算定において対象としていないリスクについても管理対象とすべきかを検討しているか。統合的リスク管理の管理対象としないリスクが存在する場合は、その影響が軽微であることを確認しているか。

(iii) 統合的リスク管理部門は、新規商品等に関し、新規商品等管理方針等に基づき、各リスク管理部門を通じ、事前に内在するリスクを特定し、新商品委員会等に適時に報告しているか。¹⁵

②【各種リスクの評価】

(i) 統合的リスク管理部門は、各リスク評価・計測手法、前提条件等の妥当性について検討しているか。または、各リスク管理部門がそれらの妥当性について検討していることを確認しているか。例えば、以下の項目について検討しているか。

- ・ リスク量をシナリオ法で計測している場合、採用するシナリオは適切なものとなっているか。
- ・ リスク量を統一的な尺度の1つである VaR で計測している場合、計測手法・保有期間・信頼水準等は戦略目標やリスク・プロファイルに応じて適切なものとなっているか。
- ・ リスク量を経済価値評価で計測している場合、経済価値の評価方法は適切なものとなっているか。
- ・ 統合リスク計測手法を用いている場合、各リスク計測手法間の整合性は確保されているか。

(ii) 統合的リスク管理部門は、リスクを計量化できない場合に、可能な範囲で影響度の段階的評価や管理・制御水準の自己評価等を行う等、統合的リスク管理の管理対象とする各種リスクを適切に評価しているか。または、統合的リスク管理の管理対象とする各種リスクに関する必要な情報を各リスク管理部門から適時適切に報告させているか。

③【リスクの統合的な評価】

(i) 統合的リスク管理部門は、営業拠点、重要なグループ会社、業務委託先等に所在するリスクを含め、統合的に評価・計測しているか。

(ii) 統合的リスク管理部門は、統合的リスク管理の管理対象とする各種リスクを統合的に評価・計測しているか。統合的リスク管理の管理対象とする各リスク量を合算

¹⁵ 経営管理（ガバナンス）態勢－基本的要素－の確認検査用チェックリストⅠ. 3. ④を参照。

する場合には、その合算方法は適切なものとなっているか。統合リスク計測手法を用いている場合には、本チェックリストⅢ. 2. ③ (i) の各項目を踏まえて、各種リスクを合算しているか。

- (iii) 統合的リスク管理部門は、各リスク管理部門と連携のうえ、外部環境の大幅な変化や業務の規模・特性及びリスク・プロファイルの状況を踏まえた適切なストレス・シナリオを想定し、ストレス・テストを実施しているか。その際、当該保険会社に重大な影響を及ぼしうる事象を包括的に捉えたストレス・シナリオ等を用いて、リスクを統合して評価・計測しているか。

④【ストレス・テスト】

- (i) 統合的リスク管理部門は、ストレス・テストを実施するに当たって、必要となる専門知識と技術を有する者が関与する態勢を整備しているか。
- (ii) 統合的リスク管理部門は、ストレス・テストに使用されるモデルの信頼性について、定期的又は必要に応じ随時、検証し、適切に見直しを行っているか。各リスク管理部門が、検証、見直しを行っている場合には、その妥当性を確認しているか。(iii) 統合的リスク管理部門は、ストレス・テストの結果について、定期的又は必要に応じて随時、十分な検証・分析を行っているか。各リスク管理部門が、検証、分析を行っている場合には、その妥当性を確認しているか。また、リスク管理に関する具体的な判断に活用する態勢が整備されているか。

(2) 資産・負債の総合的な管理

①【負債特性の分析・評価】

統合的リスク管理部門は、例えば、負債に含まれているオプションに起因するリスク、予定利率、デュレーション、キャッシュ・フロー等の負債特性の状況について、保険会社の業務の規模・特性及びリスク・プロファイルを踏まえた適切な分析・評価を行っているか。

②【負債特性を踏まえた資産・負債の総合的な管理】

統合的リスク管理部門は、負債特性を踏まえた将来の債務の履行が可能となるような適切な特性（残存期間・流動性等）を持つ資産の保有状況を分析・評価しているか。また、新規商品の取扱いに際しては、新規商品の持つ負債特性やこれを踏まえた資産運用戦略を評価・分析しているか。

③【経済価値評価に基づく場合における資産・負債の総合的な管理】

- (i) 資産・負債の総合的な管理は、経済価値、すなわち、市場価格に整合的な評価又は、市場に整合的な原則・手法・パラメーターを用いる方法により導かれる将来キャッシュ・フローの現在価値に基づいて行われていることが望ましい。現時点において、例えば保険契約が持つ解約や更新等のオプションに起因するリスクの評価等、経済価値に基づく評価手法が完全に確立されていない場合には、各社でとりうる最

善の手法に基づいているか。

- (ii) 資産・負債の総合的な管理においては、経済価値に対する潜在的な影響に関して重要と考えられるリスクは資産負債管理の枠組みにおいて評価されているか。

そうしたリスクには以下のリスクが含まれる。

- ・ 市場リスク
- ・ 信用リスク
- ・ 保険引受リスク
- ・ 流動性リスク

(3) 自己資本等の充実に関する施策の実施

①【自己資本等の充実に関する施策の実施及びモニタリング】

統合的リスク管理部門は、経営計画、資本計画等に基づき、自己資本等の充実に関する施策を円滑に実行しているか。施策を実行する部門が異なる場合は、円滑に実行していることを確認しているか。

②【自己資本等の水準の維持】

- (i) 統合的リスク管理部門は、内部環境（リスク・プロファイル、リスク限度枠等の使用状況等）及び外部環境（経済循環、市場等）の状況並びに前提条件等の妥当性のモニタリングの結果を踏まえ、自己資本等の充実度を評価し、水準の維持のための十分な分析・検討を行っているか。または、水準の維持のための十分な分析・検討が行われていることを確認しているか。
- (ii) 統合的リスク管理部門は、自己資本等の充実度が不十分となる場合を想定して、自己資本等の増強等、実行可能な対応策を分析・検討しているか。または、対応策の分析、検討が行われていることを確認しているか。特に、風評リスクの顕在化等により、通常よりも資本調達が困難となる可能性も踏まえて、検討しているか。

(4) 自己資本等の充実度の評価

【自己資本等の充実度の評価】

統合的リスク管理部門は、保険会社特有の統合的リスク管理の特徴を踏まえ、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適切な自己資本等の充実度の評価を行っているか。例えば、以下の項目を踏まえているか。

- ・ 自己資本の質は自己資本等の充実度の評価に適したものとなっているか。
- ・ 自己資本等の充実度の評価方法及びリスク評価方法は、妥当なものとなっているか。
- ・ リスク評価方法の限界及び弱点を考慮しているか。
- ・ 適切なストレス・シナリオを複数作成し、自己資本等及びリスクへの影響度を分析し、自己資本等の充実度の評価を行っているか。それらのストレス・シ

ナリオは自己資本等の充実度に大きな影響を与える主要なリスクを考慮しているか。

- ・ 保有契約高の変化、商品構成の変化等の中長期の経営戦略や経営環境を踏まえる等中長期的な視点で、自己資本等の充実度の評価を行っているか。
- ・ 損失が顕在化している場合又は収益が低下している場合は、自己資本等の充実度評価の際にその損失又は損失発生リスクを考慮しているか。

(5) モニタリング

①【リスク全体の統合的なモニタリング】

統合的リスク管理部門は、統合的リスク管理方針及び統合的リスク管理規程に基づき、当該保険会社の内部環境（リスク・プロファイル、リスク限度枠等の使用状況等）や外部環境（経済循環、市場等）の状況に照らし、リスク全体の状況を統合的に適切な頻度でモニタリングしているか。また、内部環境及び外部環境の状況並びに前提条件等の妥当性のモニタリングも行っているか。

②【リスク限度枠の遵守状況等のモニタリング】

統合的リスク管理部門は、リスク限度枠又はリスク資本枠（資本配賦運営を行っている場合）の遵守状況及び使用状況について、定期的にモニタリングしているか。

③【自己資本等の充実の状況のモニタリング】

統合的リスク管理部門は、統合的リスク管理方針及び統合的リスク管理規程に基づき、当該保険会社の内部環境（リスク・プロファイル、リスク限度枠等の使用状況等）や外部環境の状況に照らし、自己資本等の充実の状況を適切な頻度でモニタリングしているか。また、内部環境及び外部環境の状況並びに前提条件等の妥当性のモニタリングも行っているか。

④【取締役会等への報告】

統合的リスク管理部門は、統合的リスク管理方針及び統合的リスク管理規程に基づき、統合的リスク管理の状況、統合的に評価したリスクの状況、及び自己資本等の充実の状況に関して、取締役会等が適切に評価及び判断できる情報を、定期的に又は必要に応じて随時、報告しているか。例えば、以下の項目について報告しているか。

- ・ リスク・プロファイル及びその傾向
- ・ リスク限度枠又はリスク資本枠（資本配賦運営を行っている場合）の遵守状況及び使用状況
- ・ 経済循環等の外部環境の状況
- ・ 統合的リスク評価方法の限界及び弱点並びに妥当性
- ・ 主要なリスクの水準・傾向及びそれらが自己資本等へ与える影響
- ・ 負債特性の状況（例えば、負債に含まれているオプションに起因するリスク、

予定利率、デュレーション、キャッシュ・フロー等)

- ・ 負債特性を踏まえ、将来の債務の履行が可能となるような適切な特性（残存期間・流動性等）を持つ資産の確保の状況
- ・ 自己資本等の充実度の評価方法（自己資本等の定義、管理対象とするリスクの決定及びリスク評価方法を含む。）の妥当性
- ・ 業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに照らした自己資本等の充実の状況
- ・ 自己資本等の水準の目標とリスク・プロファイル及び業務を取り巻く状況についての整合性
- ・ 資本計画等の見直しの必要性
- ・ ストレス・テストの概要とその結果

⑤ 【各リスク管理部門への還元】

統合的リスク管理部門は、必要に応じて、各リスク管理部門に対し、リスクの状況及び自己資本等の充実度の状況について評価し、分析・検討した結果等を還元しているか。

(6) コントロール

① 【管理不可能なリスクが存在する場合の対応】

統合的リスク管理部門は、統合的リスク管理又は自己資本等の充実度の評価の対象外とするリスクの影響が軽微でない場合や適切な管理が行えない管理対象リスクがある場合、当該リスクに関連する業務等の撤退・縮小等の是非について意思決定できる情報を取締役会等に報告しているか。

② 【リスク限度枠等を超過した場合等の対応】

統合的リスク管理部門は、リスク限度枠等を超過した場合、速やかに、リスクの削減又はリスク限度枠等の変更の是非について意思決定できる情報を取締役会等に報告しているか。

③ 【資産・負債の総合的な管理が十分でない場合の対応】

統合的リスク管理部門は、資産・負債の総合的な管理が十分でない場合、将来の債務の履行が可能となるような適切な特性（残存期間・流動性等）を持つ資産の保有を十分に行うための実行可能な対応策を検討し、または、対応策の策定部門が異なる場合は、速やかに検討させ、意思決定ができる情報を取締役会等に報告しているか。

④ 【自己資本等の充実度が十分でない場合の対応】

統合的リスク管理部門は、自己資本等の充実度が十分でない場合、速やかに、資本増強等の実行可能な対応策を検討し、または、対応策の策定部門が異なる場合は、速やかに検討させ、取締役が今後の具体的対応について意思決定できる情報を取締役

役会及び取締役会等に報告しているか。

(7) 検証・見直し

①【リスク管理の高度化】

統合的リスク管理部門は、統合的リスク評価方法の限界及び弱点を把握するための検証を実施し、それを補うための方策を検討しているか。また、限界及び弱点を踏まえ、リスク・プロファイルに見合ったリスク管理の高度化に向けた、調査・分析及び検討を実施しているか。

②【統合的リスク管理方法の検証・見直し】

統合的リスク管理部門は、内部環境、外部環境の変化、統合的リスク評価方法及び自己資本等の充実度の評価方法の限界及び弱点を把握し、保険会社全体の戦略目標、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適切な統合的リスク管理方法であるかを定期的に検証し、見直しているか。例えば、以下の項目について検証し、見直しているか。

- ・ 統合的リスク管理の管理対象とするリスクの特定の妥当性
- ・ 統合的リスク評価方法の妥当性
- ・ 統合的リスク評価方法の限界及び弱点を踏まえた運営の適切性
- ・ 自己資本等の充実度の評価における自己資本等の定義と、経営方針、経営計画、戦略目標等との整合性及び定義の決定根拠の妥当性
- ・ 自己資本等の充実度の評価において管理対象とするリスクの特定の妥当性
- ・ 自己資本等の充実度の評価におけるリスク評価方法（評価・計測手法、前提条件等）の妥当性
- ・ 自己資本等の充実度の評価方法の妥当性
- ・ 自己資本等の充実度の評価方法の限界及び弱点を踏まえた運営の適切性

③【資産・負債の総合的な管理方法の検証・見直し】

統合的リスク管理部門は、負債特性を分析し、保有する負債の状況に応じた適切な特性（残存期間・流動性等）を持つ資産を十分に保有するため、外部環境の変化、自己資本等の経営体力の状況、保険会社全体の戦略目標、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適切な資産・負債の総合的な管理方法であるかを定期的に検証し、見直しているか。

Ⅲ. 個別の問題点

【検証ポイント】

- 本章においては、統合的リスク管理の実態に即した個別具体的な問題点について検査官が検証するためのチェック項目を記載している。
- Ⅲ. の各チェック項目の検証において問題点の発生が認められた場合、当該問題点がⅠ. 又はⅡ. のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかをⅠ. 又はⅡ. のチェックリストにおいて漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- 検査官が発見した問題点を経営陣が認識していない場合には、特に上記Ⅰ. の各態勢及びその過程が適切に機能していない可能性も含め、厳格に検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- 検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認する。

1. 資産・負債の総合的な管理

① 【負債特性の把握】

負債特性の把握に際しては、特に以下の点に留意しているか。

- 負債のキャッシュ・フローの変動（将来の保険料収入や保険金支払い等の発生時期と金額の不確実性）
- 新契約や保有契約に含まれているオプションに起因するリスク（保険料を継続的に払い込むかどうかのオプションを契約者が保持しており、金融情勢の変化に伴って保険契約の継続率が変化すること）
- 負債特性を表わすいくつかの要素（予定利率、デュレーション、キャッシュ・フロー等）に応じた負債のグループ分け
- 保険料率の適切性（予定利率の設定を含む。）
- 巨大災害リスクや海外保険市場のリスク
- 有配当契約の特性（例えば、運用好調時には配当還元する一方、不調時には予定利率を確保しなければならない等）

② 【負債特性を踏まえた資産・負債の総合的な管理】

負債特性を踏まえた資産・負債の総合的な管理に際しては、特に以下の点に留意しているか。

- 保険金等支払事由に該当した際の支払いを充たすため、適切な特性（残存期間・流動性等）を持つ資産の十分な確保
- 負債特性を表わすいくつかの要素に応じて負債をグループ分けし、それぞれのグループの負債特性に見合った資産ポートフォリオの構築
- 統合的リスク管理部門と資産運用、商品開発、保険引受、資金繰りに係る部門等との連携確保

③【適切な資産・負債運営】

(i) 戦略目標等の策定

- ・ 資産・負債を総合管理し、運用戦略等の策定・実行に関与する組織としてのALM委員会等¹⁶は、関連部門の戦略目標等の策定に関わっているか。また、その際には、市場リスクや流動性リスクなど重要と考えられるリスクを考慮しているか。

(ii) ALM委員会等の体制

- ・ ALM委員会等は、適時適切に関連部門における重要情報を受ける体制を整備しているか。さらに、内部規程において重要情報を定義しているか。
- ・ 関連部門の担当取締役や管理者は、ALM委員会等に毎回出席し、検討を行っているか。また、市場環境の大幅な変動時等の経営に重大な影響を与える事案が発生した場合には適時適切にALM委員会等を開催し、代表取締役が出席しているか。

(iii) リスク・コントロール

- ・ ALM委員会等は、戦略目標、各リスク管理方針及び各リスク管理規程に基づき、政策投資やオフ・バランスも含めて、資産・負債の運営管理について、金利及び為替予測、リスク把握、ヘッジ取引、資金繰り等の関連部門の分析・検討データを有効に利用し、流動性の観点も含め、議論しているか。特に、金利リスクについては、多面的で適切なリスク分析・計測を行った評価結果等に基づき、資産・負債運営に関して十分に議論しているか。また、リスク・カテゴリーの異なる資産間の相関効果等についても、その影響等について検討しているか。
- ・ ALM委員会等は、戦略目標等、各リスク管理方針及び各リスク管理規程に基づき、自己資本等の経営体力対比でリスクをコントロールしているか。
- ・ 資産・負債の総合的な管理において保有する資産・負債に係るリスクの側面からの限度枠管理を行うこととしている場合、限度枠の設定は、自己資本等を考慮し、経営体力と比較して過大な設定となっていないか。また、政策投資やオフ・バランスも含めて設定されているか。さらに、限度枠の設定は、定期的には又は必要に応じて随時、見直しているか。

(iv) ALM委員会等での検討結果の経営戦略への活用

- ・ 取締役会における戦略目標及び各リスク管理方針の策定に際して、ALM委員会等の分析結果を勘案しているか。

④【ALMシステム整備】

ALM運営を行うためのシステムを確保しているか。例えば、当該保険会社が保有するイールドカーブ・リスク、ベシス・リスク等の金利リスク、為替リスク、価格変動リスク等の市場リスクをカバーし、かつ業務の規模・特性及びリスク・プ

¹⁶ ALM委員会等を設置しない場合は、それに代替するリスク管理プロセスにおいて機能しているかを検証する。

ロファイルに見合った多面的なリスク・リターン分析手法を備えたシステムを確保しているか。

2. 統合リスク計測手法を用いている場合の検証項目

①【統合リスク計測態勢の確立】

- (i) 統合リスク計測態勢に概念上の問題がなく、かつ、遺漏のない形で運営されているか。
- (ii) 統合的リスク管理方針のもとで、統合リスク計測手法（モデル）の位置づけを明確に定め、例えば、以下の項目について把握した上で運営しているか。また、重要なグループ会社に対しても問題がないか確認しているか。
 - イ. 当該保険会社の戦略目標や業務の規模・特性及びリスク・プロフィール
 - ロ. イ. を踏まえた統合リスク計測手法の基本設計思想
 - ハ. ロ. に基づいたリスクの特定及び計測（範囲、手法、前提条件等）
 - ニ. ハ. から生じる統合リスク計測手法の特性（限界及び弱点）及び当該手法の妥当性
 - ホ. ニ. を検証するための検証方法の内容
- (iii) 資本配賦運営を行っている場合、統合リスク計測手法で算出された結果を踏まえ、資本配賦運営の方針を策定しているか。計測対象外のリスクがある場合には、計測対象外としたことについて合理的な理由があるか。また、当該対象外のリスクを十分に考慮してリスク資本を配賦しているか。

②【取締役及び監査役の適切な関与】

- (i) 統合リスク計測手法への理解
 - イ. 取締役は、統合リスク計測手法及びリスク限度枠又はリスク資本枠（資本配賦運営を行っている場合）の決定が、経営や財務内容に重大な影響を及ぼすことを理解しているか。
 - ロ. 担当取締役は、当該保険会社の業務に必要とされる統合リスク計測手法を理解し、その特性（限界及び弱点）を把握しているか。
 - ハ. 取締役及び監査役は、研修を受けるなどして、統合リスク計測手法について理解を深めているか。
- (ii) 統合リスク管理¹⁷への取組
 - 取締役は、必要に応じ、統合リスク計測手法による統合リスク管理に積極的に関与しているか。

③【統合リスク計測】

- (i) 計測手法の適切性

¹⁷ 本検証項目において、「統合リスク管理」とは、統合的リスク管理方法のうち各種リスクをVaR等の統一的な尺度で計り、各種リスクを統合（合算）して、保険会社の自己資本等と対比することによって管理するものをいう。

- イ. 統合的リスク管理部門が用いる各リスク計測手法については、それぞれ妥当性を確保することに加え、適切に統合リスク計測を行う観点から、各リスク計測手法間の整合性も確保しているか。
- ロ. 統合的リスク管理部門が用いるリスク計測における前提条件等については、戦略目標及びリスク・プロファイルを踏まえた妥当性を確保しているか。
- ハ. 統合的リスク管理部門が用いるリスク特性や損失分布の異なる各種リスクを合算する手法は、妥当なものとなっているか。さらに、各種リスクの相関（分散効果）を考慮する場合、その妥当性を定期的に検証しているか。

(ii) 継続的な検証、ストレス・テスト

- イ. 統合的リスク管理部門は、継続的な検証（バック・テスト等）により、計測手法の妥当性を定期的に分析しているか。また、計測手法の見直しは内部規程等に基づいて行われているか。
- ロ. 統合的リスク管理部門は、統合リスク計測手法の限界及び弱点を踏まえ、包括的で適切なストレス・シナリオに基づくストレス・テストにより、各種リスク及びリスク全体のストレス状況を把握し、適切に活用しているか。

(iii) 統合リスク計測手法等の検証態勢及び管理態勢

統合リスク計測手法の開発から独立し、かつ十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、統合リスク計測手法、前提条件等の妥当性について検証されているか。仮に、統合リスク計測手法、前提条件等に不備が認められた場合には、適切に修正を行っているか。

また、統合リスク計測手法、前提条件等について、合理的な理由によらずに改変することができないような体制、内部規程等を整備し、その定められた内部規程等に従って適切に統合リスク計測手法等の管理を行っているか。

④【統合リスク計測手法に関する記録】

統合リスク計測手法、前提条件等を選択する際の検討過程及び決定根拠について、事後の検証や計測の精緻化・高度化のために必要な記録等を保存し、継承できる態勢を整備しているか。

⑤【監査】

(i) 監査プログラムの整備

統合リスク計測手法の監査を網羅的にカバーする監査プログラムが整備されているか。

(ii) 内部監査の監査範囲

以下の項目について、内部監査を行っているか。

- ・ 統合リスク計測手法と、戦略目標、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルとの整合性
- ・ 統合リスク計測手法の特性（限界及び弱点）を考慮した運営の適切性

- ・ 統合リスク計測手法に関する記録は適切に文書化され、遅滞なく更新されていること
- ・ 統合リスク管理プロセスにおける変更内容の計測手法への適切な反映
- ・ 統合リスク計測手法によって捉えられる計測対象範囲の妥当性
- ・ 経営陣向けの情報システムに遺漏がないこと
- ・ 統合リスク計測手法、前提条件等の妥当性
- ・ 各種リスクの合算方法の妥当性
- ・ 統合リスク計測に利用されるデータの正確性及び完全性
- ・ 継続的な検証(バック・テスト等)のプロセス及び結果の適正性

(iii) 監査結果の活用

統合的リスク管理部門は、監査の結果を踏まえて、統合リスク計測手法を適切に見直しているか。

⑥【リスクを考慮した経営指標の活用】

統合的リスク管理部門は、資本対比収益（率）等の経営指標を、事後的な実績の把握にとどまることなく、リスク管理の向上のために活用しているか。¹⁸その際、例えば、リスク・リターン戦略等の妥当性を検証しているか。

3. ストレス・テスト

①【ストレス・シナリオの設定】

ストレス・シナリオについては、過去に発生したストレス・シナリオ（ヒストリカル・シナリオ）のみならず、蓋然性のあるストレス・シナリオ（仮想のストレス・シナリオ）が用いられているか。

仮想のストレス・シナリオの設定に当たっては、以下の点に留意しているか。

- ・ 複数の要素が同時に変動するシナリオについて、前提となっている保有資産間の価格の相関関係が崩れるような事態も含めて検討を行っているか。また、保有する資産の市場流動性が低下する状況を勘案しているか。
- ・ 変額年金保険の様なオプション・保証性の高い要素については、その特性を考慮しているか。
- ・ 再保険やデリバティブ等によるリスクのヘッジを行っている場合には、カウンターパーティ・リスクを考慮しているか。

②【情報開示】

規則第 59 条の 2 第 1 項第 4 号イに掲げるリスク管理の体制を開示する際には、ストレス・テストの概要及び結果の活用方法について適切に開示されているか。

また、損害保険会社は、規則別表に掲げる「損害率の上昇に対する経常利益又は

¹⁸ 経営方針、戦略目標等によって、資本対比収益（率）等の経営指標の活用度合いが異なることに留意する。

経常損失の額の変動」(損害率感応度)の開示に当たって、以下の点に留意しているか。

- ・ 感応度分析の概要(分析手法、シナリオ等)についても分かりやすく開示されているか。
- ・ 感応度分析に用いるシナリオは、例えば、各保険種目の損害率が均一に1%上昇した場合等標準的なものが用いられているか。
- ・ 異常危険準備金の取崩額を注記しているか。

4. 財務の健全性・保険計理に関する管理態勢

財務の健全性・保険計理に関する管理態勢については、別紙を参照。

(別紙)

I. 経営陣による財務の健全性・保険計理に関する管理態勢の整備・確立状況

【検証ポイント】

- ・ 責任準備金等は、保険会社が保険契約者等へ支払う保険金等の原資となるものであり、保険会社が保険契約上の責務を確実に履行するためには適切な積立てが重要である。また、責任準備金等の積立てが適切に行われることは、正確な財務諸表を作成する前提となる。
- ・ ソルベンシー・マージン比率は、保険会社の経営の健全性を確保するために、必要な是正措置命令を迅速かつ適切に発動することにより保険会社の経営の早期是正を促していくための客観的な基準である。このため、ソルベンシー・マージン比率は、「保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の見積りを超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成8年大蔵省告示第50号）」（以下「告示第50号」という。）等に定めるところにより、正確に算定する必要がある。
- ・ 保険会社は、将来の不利益が財務の健全性に与える影響を把握し、必要に応じて、追加的に経営上又は財務上の対応をとっていく必要がある。そのため、法令等で求められている経営分析や区分経理等を適切に行う必要がある。
- ・ 検査官は、①方針の策定、②内部規程・組織体制の整備、③評価・改善態勢の整備がそれぞれ適切に経営陣によってなされているかといった観点から、財務の健全性・保険計理に関する管理態勢が有効に機能しているか否か、経営陣の役割と責任が適切に果たされているかをI.のチェック項目を活用して具体的に確認する。
- ・ II.以降のチェック項目の検証において問題点の発生が認められた場合、当該問題点がI.のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかを漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- ・ 検査官が認識した弱点・問題点を経営陣が認識していない場合には、特に、態勢が有効に機能していない可能性も含めて検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- ・ 検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認する。
- ・ 検査官は、本別紙により具体的事例を検証する際には、保険業法等の関係法令及び監督指針等の規定とその趣旨を踏まえる必要があることに留意する。

1. 方針の策定

①【取締役の役割・責任】

取締役は、財務の健全性・保険計理に関する管理を軽視することが保険会社の財務の健全性確保等に重大な影響を与えることを十分に認識し、財務の健全性・保険計理に関する管理を重視しているか。特に担当取締役は、財務の健全性・保険計理に関する管理の重要性を十分に理解し、この理解に基づき適正な財務の健全性・保

険計理に関する管理態勢の整備・確立に向けて、方針及び具体的な方策を検討しているか。

②【財務の健全性・保険計理管理方針の整備・周知】

取締役会は、法令等に則り、責任準備金等の積立方法及び積立水準等に関する方針（以下「財務の健全性・保険計理管理方針」という。）を定め、組織全体に周知させているか。例えば、以下の項目について明確に記載される等、適切なものとなっているか。¹

- ・ 財務の健全性・保険計理の管理に関する担当取締役及び取締役会等の役割・責任
- ・ 財務の健全性・保険計理の管理に関する部門（以下「財務の健全性・保険計理管理部門」という。）の設置、権限の付与等の組織体制に関する方針
- ・ 責任準備金等の積立額の算定に関する方針

③【方針策定プロセスの見直し】

取締役会は、定期的に又は必要に応じて随時、財務の健全性・保険計理の管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、方針策定のプロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

2. 内部規程・組織体制の整備

①【内部規程の整備・周知】

取締役会等は、財務の健全性・保険計理管理方針に則り、財務の健全性・保険計理の管理に関する取決めを明確に定めた内部規程（以下「財務の健全性・保険計理管理規程」という。）を財務の健全性・保険計理管理部門の管理者（以下本別紙において単に「管理者」という。）に策定させ、関係する職員に周知させているか。取締役会等は、財務の健全性・保険計理管理規程についてリーガル・チェック等を経て、財務の健全性・保険計理管理方針に合致することを確認した上で承認しているか。

②【財務の健全性・保険計理管理部門の態勢整備】

- （i）取締役会等は、財務の健全性・保険計理管理方針及び財務の健全性・保険計理管理規程に則り、財務の健全性・保険計理管理部門を設置し、適切な役割を担わせる態勢を整備しているか。²
- （ii）取締役会は、財務の健全性・保険計理管理部門に、当該部門を統括するのに必要

¹ 明確に記載されるべき項目を全て包含する統一的な財務の健全性・保険計理管理方針を策定する必要はなく、財務の健全性・保険計理に関する管理を行う複数の部門等において定められる複数の方針において、明確に記載されるべき項目が網羅的に定められていればよい。

² 財務の健全性・保険計理管理部門を独立した態様で設置しない場合（例えば、財務の健全性・保険計理の管理に関する諸機能が複数の異なる管理部門で分担されている場合のほか、他の業務と兼担する部署（統合的リスク管理部門等）が財務の健全性・保険計理に関する管理を担当する場合や、部門や部署ではなくある責任者が財務の健全性・保険計理に関する管理を担当する場合等）には、その態勢のあり方が十分に合理的で、かつ、機能的な側面から見て部門を設置する場合と同様の機能を備えているかを検証する。

な知識と経験を有する管理者を配置し、当該管理者に対し管理業務の遂行に必要な権限を与えて管理させているか。

- (iii) 取締役会等は、財務の健全性・保険計理管理部門に、その業務の遂行に必要な知識と経験を有する人員を適切な規模で配置し、当該人員に対し業務の遂行に必要な権限を与えているか。³

③【取締役会及び取締役会等への報告・承認態勢の整備】

取締役会は、報告事項及び承認事項を適切に設定した上で、管理者に、定期的に又は必要に応じて随時、取締役会及び取締役会等に対し状況を報告させ、又は承認を求めさせる態勢を整備しているか。特に、経営に重大な影響を与える事案については、取締役会に対し速やかに報告させる態勢を整備しているか。

④【監査役への報告態勢の整備】

取締役会は、監査役へ直接報告されるべき事項を特定した場合には、報告事項を適切に設定した上で管理者から直接報告を行わせる態勢を整備しているか。⁴

⑤【内部監査実施要領及び内部監査計画の策定】

取締役会等は、内部監査部門又は内部監査部門長に、財務の健全性・保険計理に関する管理について監査すべき事項を適切に特定させ、内部監査の実施対象となる項目及び実施手順を定めた要領（以下「内部監査実施要領」という。）並びに内部監査計画を策定させた上で承認しているか。⁵例えば、以下の項目については、内部監査実施要領又は内部監査計画に明確に記載し、適切な監査を実施する態勢を整備しているか。

- ・ 財務の健全性・保険計理に関する管理態勢の整備状況
- ・ 財務の健全性・保険計理管理方針、財務の健全性・保険計理管理規程等の遵守状況
- ・ 責任準備金等の積立額の算定プロセスの適切性
- ・ ソルベンシー・マージン比率の算定プロセスの適切性
- ・ 内部監査及び前回検査における指摘事項に関わる改善状況

⑥【内部規程・組織体制の整備プロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随時、財務の健全性・保険計理の管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、内部規程・組織体制の整備プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

³ 人員の配置及び権限の付与についての権限が取締役会等以外の部署・役職にある場合には、その部署・役職の性質に照らし、牽制機能が働く等合理的なものとなっているか否かを検証する。

⁴ このことは、監査役が自ら報告を求めることを妨げるものではなく、監査役の権限及び活動を何ら制限するものではないことに留意する。

⁵ 内部監査計画についてはその基本的事項について承認すれば足りる。

II. 管理者による財務の健全性・保険計理に関する管理態勢の整備・確立状況

【検証ポイント】

- ・ 本章においては、管理者が果たすべき役割と負うべき責任について検査官が検証するためのチェック項目を記載している。
- ・ II. の各チェック項目の検証において問題点の発生が認められた場合、当該問題点が I. のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかを I. の本別紙において漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- ・ 検査官が発見した問題点を経営陣が認識していない場合には、特に上記 I. の各態勢及びその過程が適切に機能していない可能性も含め、厳格に検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- ・ 検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認する。

1. 管理者の役割・責任

① 【財務の健全性・保険計理管理規程の整備・周知】

管理者は、財務の健全性・保険計理に関する管理手法を十分に理解し、財務の健全性・保険計理管理方針に沿って、財務の健全性・保険計理管理規程を策定しているか。財務の健全性・保険計理管理規程は、取締役会等の承認を受けた上で、関係する職員に周知されているか。

② 【財務の健全性・保険計理管理規程の内容】

財務の健全性・保険計理管理規程の内容は、財務の健全性・保険計理管理に必要な取決めに網羅し、適切に規定されているか。例えば、以下の項目について明確に記載される等、適切なものとなっているか。⁶

- ・ 財務の健全性・保険計理管理部門の役割・責任及び組織に関する取決め
- ・ 責任準備金等の積立額の算定プロセスに関する取決め
- ・ ソルベンシー・マージン比率の算定プロセスに関する取決め
- ・ 経営分析に関する取決め
- ・ 取締役会及び取締役会等に報告する態勢に関する取決め

③ 【管理者による組織体制の整備】

- (i) 管理者は、財務の健全性・保険計理管理方針及び財務の健全性・保険計理管理規程に基づき、適切な財務の健全性・保険計理に関する管理を行うため、財務の健全性・保険計理管理部門の態勢を整備し、牽制機能を発揮させるための施策を実施しているか。

⁶ 明確に記載されるべき項目を全て包含する統一的な財務の健全性・保険計理管理規程を策定する必要はなく、財務の健全性・保険計理に関する管理を行う複数の部門等において定められる複数の内部規程において、明確に記載されるべき項目が網羅的に定められていればよい。

- (ii) 管理者は、責任準備金等の積立額及びソルベンシー・マージン比率を正確に算定する上で、プロセスを明確化した手順書等を定め、正確な元データを入手し、算定する態勢を整備しているか。
- (iii) 管理者は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った信頼度の高い責任準備金等算定システム及びソルベンシー・マージン比率算定システム⁷を整備しているか。
- (iv) 管理者は、財務の健全性・保険計理に関する管理を実効的に行う能力を向上させるための研修・教育態勢を整備し、専門性を持った人材の育成を行っているか。
- (v) 管理者は、定期的に又は必要に応じて随時、取締役会が設定した報告事項を報告する態勢を整備しているか。特に、経営に重大な影響を与える事案については、取締役会に対し速やかに報告する態勢を整備しているか。

④【財務の健全性・保険計理管理規程及び組織体制の見直し】

管理者は、継続的に財務の健全性・保険計理管理部門の職務の執行状況に関するモニタリングを実施しているか。また、定期的に又は必要に応じて随時、財務の健全性・保険計理に関する管理態勢の実効性を検証し、必要に応じて財務の健全性・保険計理管理規程及び組織体制の見直しを行い、又は取締役会等に対し改善のための提言を行っているか。

⁷ システムには、中央集中型の汎用機システムや分散系システムのほか、EUC（エンド・ユーザー・コンピューティング）によるものも含まれることに留意する。

Ⅲ. 個別の問題点

【検証ポイント】

- ・ 本章においては、財務の健全性・保険計理に関する管理の実態に即した個別具体的な問題点について検査官が検証するためのチェック項目を記載している。なお、責任準備金等の積立額、ソルベンシー・マージン比率について、告示第 50 号等の定めるところにより、正確に算出されているかを検査官が検証するためのチェック項目を記載しているが、本チェック項目により具体的事例を検証する際には、関係法令、監督指針等を踏まえる必要があることに留意する。
- ・ Ⅲ. の各チェック項目の検証において問題点の発生が認められた場合、当該問題点がⅠ. 又はⅡ. のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかをⅠ. 又はⅡ. の本別紙において漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- ・ 検査官が発見した問題点を経営陣が認識していない場合には、特に上記Ⅰ. の各態勢及びその過程が適切に機能していない可能性も含め、厳格に検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- ・ 検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認する。

1. 責任準備金等積立額の適切性

(1) 取締役会の役割

①【積立内容の確認】

- (i) 取締役会は、責任準備金等の実際の積立てが法令等及び積立方針に則っていることを確認しているか。
- (ii) 生命保険会社の取締役会は、責任準備金の評価方法が経営実態との関係で適切か否かを確認するため、将来収支分析（法第 121 条第 1 項第 1 号に基づく生命保険会社の保険計理人の確認業務。以下「1号収支分析」という。）について、そのシナリオ等が適切であることを検証しているか。その際に、過去に行われた予測のシナリオが実現したかどうかについても考慮しているか。

②【保険計理人意見の検討】

- (i) 取締役会は、保険計理人から提出を受けた規則第 82 条に定める意見書、附属報告書及びその他の参考資料（以下「意見書等」という。）について、意見等の根拠が妥当であるか等の内容を検証しているか。
- (ii) 取締役会は、意見書等に責任準備金の積立てが適正に行われていない旨の記載がある場合、当該意見に従い是正しているか。従っていない場合、当該意見が実務基準に反するなどの合理的理由によっているか。
- (iii) 生命保険会社の取締役会は、保険計理人が経営政策の変更により責任準備金不足相当額（実務基準に定めるもの。以下同じ。）の一部又は全部を積立てなくてもよいことを意見書において示し、取締役会が当該意見を根拠に追加積立てを行わないこ

ととした場合、当該経営政策の変更が実現できるよう、実際に措置を講じているか。

(2) 責任準備金等の積立額の算定

- (i) 財務の健全性・保険計理管理部門は、責任準備金等の積立額を財務の健全性・保険計理管理方針及び法令等に則って適切に算定しているか。その際に、過去からの残高推移等及びサンプリングによる検証を行っているか。
- (ii) 財務の健全性・保険計理管理部門は、手順書等に基づき適切にスケジュールを管理しているか。
- (iii) 財務の健全性・保険計理管理部門は、保険計理人に対し、1号収支分析に用いるシナリオの策定に必要となる情報等保険計理人の業務執行に必要な情報を適時適切に提供しているか。

(3) 生命保険会社の責任準備金等

①【責任準備金】

- (i) 決算期における有効中の保険契約を適正に認識した上で、規則第69条に掲げる保険料積立金、未経過保険料、払戻積立金及び危険準備金に区分し、保険料及び責任準備金の算出方法書（以下「算出方法書」という。）に従って計算・積立てを行っているか。
- (ii) 保険料積立金・未経過保険料について、以下の項目に留意しているか。
 - イ. 標準責任準備金の対象契約か否かについては、保険契約の契約締結時期及び契約種類により法令等に則り適正に取扱っているか。
 - ロ. 責任準備金の積立方式がチルメル方式の場合、チルメル歩合及びチルメル期間は妥当なものであり、その水準は解約返戻金相当額を上回っているか。
 - ハ. 責任準備金の積立方式がチルメル方式の場合には、平準純保険料式の責任準備金の積立てに向けて計画的な積増しを行うこととしているか。
 - ニ. 責任準備金の各計算項目について、適切に集計しているか。前年度に比べ大きく変動しているものについて、その理由を確認しているか。
- (iii) 危険準備金について、以下の項目に留意しているか。
 - イ. 危険準備金の積立てに際し、規則第69条第6項に基づき、保険リスクに備える危険準備金（危険準備金Ⅰ）、第三分野保険の保険引受リスクに備える危険準備金（危険準備金Ⅳ）、予定利率リスクに備える危険準備金（危険準備金Ⅱ）及び最低保証リスクに備える危険準備金（危険準備金Ⅲ）に区分して管理しているか。
 - ロ. 危険準備金Ⅰ、危険準備金Ⅳ、危険準備金Ⅱ及び危険準備金Ⅲの積立てについて、「保険業法施行規則第69条第7項等の規定に基づき、金融庁長官が定める積立て及び取崩しに関する基準を定める件（平成10年大蔵省告示第231号）」

(以下「告示第 231 号」という。)第 2 条、第 3 条及び第 3 条の 2 に基づき各々算出される積立基準額以上となっているか。また、同告示に定める積立限度額を上回るものとなっているか。

ハ. 危険準備金の取崩しを行っている場合、告示第 231 号第 6 条の取崩基準に基づいたものとなっているか。

ニ. 告示第 231 号に規定された普通死亡リスク、災害死亡リスク、生存保障リスク、災害入院リスク、疾病入院リスク以外のリスク (例えば 3 大疾病等) について、同告示に基づき算出方法書に定める方法により、危険準備金を適正に積立てているか。

(iv) 特別勘定に属する財産の価格により保険金額等が変動する保険契約に係る責任準備金について、以下の項目に留意しているか。

イ. 特別勘定における収支の残高を、特別勘定の責任準備金として積立てているか。

ロ. 保険金額等について最低保証している保険契約の場合、「標準責任準備金の積み立て方式及び計算基礎率を定める件 (平成 8 年大蔵省告示第 48 号)」第 5 項第 1 号に規定する金額を、一般勘定の責任準備金として積立てているか。

ハ. 危険準備金の積立てに関し、平成 17 年 3 月 31 日以前に締結した変額年金保険契約等のうち保険金等の額を最低保証しているものについても、危険準備金Ⅲの積立てを行っているか。

②【支払備金】

(i) 普通支払備金について、以下の項目に留意しているか。

イ. 規則第 73 条第 1 項第 1 号に基づき、支払事由発生 of 報告を受けて支払義務が発生しているものの支出として計上していない保険金等 (以下「普通支払備金」という。) を適正に積立てているか。積立てに当たっては、保険契約者等からの保険事故に関する情報を適切に管理し、支払見込額の推計を合理的に行っているか。

ロ. 普通支払備金の積立額の算出基準については、保険金支払基準に照らし適切に定めているか。また、当該算出基準を変更している場合、その理由・要件は合理的なものとなっているか。

ハ. 計算部門においては、支払額確定までの間、自社で把握している支払事由発生状況を洗替作業に的確に反映させているか。

ニ. 外国からの受再保険に係る支払備金 (以下「外国受再保険推計支払備金」という。) について、当該出再国等の会計制度との相違その他の事情により、出再保険者等から事故報告が得られない場合にあっては、最近の実績値を勘案し合理的な方法により算出することが可能な場合には、その算出金額を普通支払備金として積立てているか。

(ii) I B N R 備金について、以下の項目に留意しているか。

イ. 規則第 73 条第 1 項第 2 号に基づき、保険種類の区分に応じ、支払事由発生の報告を受けていないが支払義務が既に発生したと認める保険金等（既発生未報告支払備金。以下「I B N R 備金」という。）を「保険業法施行規則第 73 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、支払備金として積み立てる金額を定める件（平成 10 年大蔵省告示第 234 号）」（以下「告示第 234 号」という。）第 1 条に則って適正に積立しているか。

ロ. 告示第 234 号によらず、規則第 73 条第 2 項に則っている場合は、算出方法書に規定する方法により計算した金額を I B N R 備金として積立しているか。

③【配当準備金】

相互会社においては、社員配当準備金を規則第 30 条の 5 第 2 項に基づいて負債の部に積立しているか。さらに、任意積立金としての社員配当平衡準備金については純資産の部に積立しているものとしているか。また、株式会社においては、契約者配当準備金として規則第 64 条に基づいて積立しているか。

(4) 損害保険会社の責任準備金等

①【責任準備金】

(i) 決算期における有効中の保険契約を適正に認識した上で、規則第 70 条に掲げる普通責任準備金、異常危険準備金、払戻積立金及び契約者配当準備金等に区分し、算出方法書及び「保険業法施行規則第 70 条第 4 項等の規定に基づき、損害保険会社等の責任準備金の額の計算に用いる金額等を定める件（平成 10 年大蔵省告示第 232 号）」（以下「告示第 232 号」という。）に従って計算・積立を行っているか。

(ii) 普通責任準備金について、告示第 232 号及び算出方法書に従って算出した、保険料積立金及び未経過保険料の合計額と初年度収支残高（当該事業年度における収入保険料から当該事業年度に保険料を収入した契約のために支出した保険金、返戻金、支払備金及び当該事業年度の事業費を控除したもの）のうち、いずれか大きい方を普通責任準備金として積立しているか。

(iii) 標準責任準備金について、平成 13 年 4 月 1 日以降に開始する保険契約のうち、法第 3 条第 5 項第 2 号に定める保険契約（第三分野の保険）であって、保険期間が 1 年以下の契約（ただし、積立勘定を設けている保険契約については、保険期間が 10 年以下の保険契約）を除いたものについて、規則第 70 条第 2 項第 1 号に準じて保険料積立金又は払戻積立金を適正に積立しているか。

(iv) 異常危険準備金について、以下の項目に留意しているか。

イ. 異常危険準備金の繰入額について、告示第 232 号第 2 条第 2 号に基づき、算出方法書に定める最低限度額又は税法で容認される算入限度額のいずれか大きい額を積立していることとしているか。また、同告示に従い、必要に応じて届け出

ているか。

ロ. イ. の方法によらず限度額を超えて繰り入れる場合、その理由は合理的なものとなっているか。

ハ. 異常危険準備金の取崩しを行っている場合、告示第 232 号第 2 条第 1 号に基づいたものとなっているか。

ニ. 繰入れ水準・方法を変更している場合、その理由は合理的・妥当なものとなっているか。

(v) 払戻積立金について、以下の項目に留意しているか。

イ. 払戻積立金の積立てについて、規則第 70 条第 2 項第 1 号に則り算出方法書に基づいて適正に積立てているか。

ロ. 特別勘定を設けた保険契約に係る払戻積立金については、規則第 70 条第 2 項第 3 号に則り当該特別勘定における収支の残高を積立てているか。

(vi) 契約者配当準備金について、以下の項目に留意しているか。

イ. 契約者配当準備金（割当済）と契約者配当準備金（未割当）の各々を算出方法書に従って計算し積立てているか。また、契約者配当準備金（未割当）の積立てについては、限度額以内、かつ、定められた額以上を積立てているか。

ロ. 契約者配当準備金（未割当）の積立て及び取崩しの計上基準を変更している場合、合理的な理由を伴うものとなっているか。

(vii) 自賠償保険・地震保険に係る責任準備金について、「自動車損害賠償保障法第 28 条の 3 第 1 項に規定する準備金の積立て等に関する命令（平成 9 年大蔵省、厚生省、農林水産省、通産省、運輸省令第 1 号）」で定める準備金（義務積立金、調整準備金、運用益積立金及び付加率積立金をいう。）及び地震保険に関する法律施行規則第 7 条に定める責任準備金について、算出方法書に記載された方法に従って計算した額をそれぞれ適正に積立てているか。

②【支払備金】

(i) 普通支払備金について、以下の項目に留意しているか。

イ. 規則第 73 条第 1 項第 1 号に基づき、普通支払備金を適正に積立てているか。積立てに当たっては、保険契約者等からの事故情報を適切に管理し、支払見込額の推計を合理的に行っているか。

ロ. 普通支払備金の積立額の算出基準については、保険金支払基準に照らし適切に定めているか。また、当該算出基準を変更している場合、その理由・要件は合理的なものとなっているか。

ハ. 計算担当部門においては、損害額確定までの間、自社で把握している支払事由発生状況を洗替作業に的確に反映させているか。

ニ. 外国受再保険推計支払備金について、当該出再国等の会計制度との相違その他の事情により、出再保険者等から事故報告が得られない場合にあって、最

近の実績値を勘案し合理的な方法により算出することが可能な場合には、その算出金額を普通支払備金として積立しているか。

(ii) I B N R 備金について、以下の項目に留意しているか。

イ. 規則第 73 条第 1 項第 2 号に基づき、保険種類の区分に応じ、I B N R 備金を告示第 234 号第 2 条に則って適正に積立しているか。

ロ. 告示第 234 号によらず、規則第 73 条第 2 項に則っている場合は、算出方法書に規定する方法により計算した金額を I B N R 備金として積立しているか。

(5) 保険計理人の役割

(i) 保険計理人は、責任準備金が健全な保険数理に基づいて積立てられているかについて、法令等に則り適切に確認しているか。

(ii) 保険計理人は、支払備金の算出について法令等に則り適切に関与しているか。

(iii) 生命保険会社の保険計理人は、責任準備金が健全な保険数理に基づいて積立てられていることを確認するため、法令等に則り 1 号収支分析を行っているか。特に、新契約伸展率や事業費、資産運用状況等について過去の実績や妥当な将来見込みに基づいているか。さらに、原則、区分経理の商品区分ごとに、分析期間を少なくとも将来 10 年間として収支分析を行っているか。

(iv) 保険計理人は、保険料及び責任準備金の算出方法その他の保険数理に関する事項に関与し、それらのシステム変更についても、関連部門と連携し、必要な場合には取締役会等に対して、問題点等を的確に報告しているか。

(v) 保険計理人は、取締役会へ意見書を提出しているか。意見書には法令等に定められた事項を記載しているか。

(6) 再保険

(i) 再保険に付したために責任準備金等を積み立てていない場合について、出再先が規則第 71 条第 1 項各号に定める要件に該当し、再保険金等の回収の蓋然性が高いかについて出再保険のリスク管理部門と連携するなどして確認しているか。その際、少なくとも出再先の財務の状況等について把握しているか。

(ii) 「保険業法施行規則第 71 条第 2 項の規定に基づき、金融庁長官が定める再保険を定める件（平成 10 年大蔵省告示第 233 号）」第 1 条に定める財務再保険に付したためにあらかじめ収受した手数料（再保険に付した部分に係る保険契約から当該再保険に付した後に発生することが見込まれる収益を基に計算した手数料）について、当該収受した金額を責任準備金として適切に積立していることを確認しているか。また、財務再保険以外の再保険に付した場合において、再保険に付した部分に係る保険契約から再保険に付した後に発生することが見込まれる収益を基に計算した手数料を収受したときは、当該受入手数を預り金として適切に計上していることを

確認しているか。

- (iii) 再保険料又は再保険金の額が事後的に調整される再保険については、再保険料の追加支払又は再保険金の返戻に相当する額を責任準備金等の負債として、当該決算期において適切に計上していることを確認しているか。(当該再保険契約において、事後的な調整が重要な要素でない場合を除く。)
- (iv) 再保険に付している場合の責任準備金等の積立てに当たって、控除する額が出再によるリスクの実質移転に相当する部分を超えていないことを確認しているか。
- (v) 他の保険会社から再保険を引き受けた場合、再保険の引受リスクについては、契約内容やその実態が複雑であるなど通常の保険引受リスクと同等の取扱いが必ずしも妥当でないことを踏まえて、当該再保険に係るリスクを把握することにより適切に責任準備金又は支払備金を積立てていることを確認しているか。

(7) 責任準備金不足相当額への対応

1号収支分析における保険計理人の確認の結果、責任準備金不足相当額が発生すると見込まれる場合又は将来の債務の履行に支障を来たすおそれがあると認められる(規則第69条第5項又は第70条第3項)場合には、以下の方法等により適切に対応しているか。

- (i) 生命保険会社において、1号収支分析により、今後5年以内に責任準備金不足相当額が発生すると見込まれる場合であって、経営政策の変更により当該責任準備金不足相当額の一部又は全部を積立てなくともよい旨記載されている場合、当該経営政策の変更が直ちに行われるものであるかどうかの根拠(計画等)を具体的に示しているか。
- (ii) 生命保険会社において、1号収支分析により、今後5年以内に責任準備金不足相当額が発生すると見込まれる場合であって、経営政策の変更によっても当該責任準備金不足額が解消できず、規則第69条第5項の規定に基づき追加して責任準備金を積立てる必要がある場合には、保険会社の経営実態を踏まえた合理的な責任準備金の積立計画を策定し、算出方法書を変更することにより責任準備金を直ちに追加して積立てるなど適切な措置を講じているか。また、この場合における不足相当額の積立ては、原則、区分経理の商品区分ごとに行うこととしているか。
- (iii) 損害保険会社において、将来の債務の履行に支障を来たすおそれがあると認められる場合、保険会社の経営実態を踏まえた合理的な責任準備金の積立計画を策定し、算出方法書を変更することにより普通責任準備金又は払戻積立金を追加して積立てるなど適切な措置を講じているか。

(8) 責任準備金等の外部監査等

責任準備金等の積立てについては、適切に会計監査人の監査を受けているか。また、

生命保険会社の1号収支分析について、保険計理人は意見書の写し及び附属報告書の写しを会計監査人に提出しているか。さらに、保険計理人は監査役及び会計監査人と協力し、双方の職務の遂行のために必要な情報の交換に努めているか。

2. ソルベンシー・マージン比率の算定の適切性

①【ソルベンシー・マージン比率の算式】

ソルベンシー・マージン比率は、「保険業法第130条、第202条及び第228条の規定に基づき、保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定める件（平成11年金融監督庁・大蔵省告示第3号）」の算式に従って算出されているか。

②【保険計理人の役割】

保険計理人は、保険金等の支払能力の充実の状況が保険数理に基づき適当であるかどうかを、法令等に則り適切に確認しているか。

③【資本金、基金、準備金等の額】

(i) 資本金、基金、準備金等の額は、告示第50号第1条及び1条の2の定めに従って算出しているか。

(ii) 純資産の部に算入される税効果相当額（繰延税金資産見合い額）は、「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」（平成11年11月9日日本公認会計士協会監査委員会報告第66号）等、税効果会計に関する会計基準・実務指針の趣旨を踏まえ適正に算定されているか。

また、税効果相当額は告示第50号の趣旨を踏まえ適正に計上されているか。

(iii) 退職給付引当金は、「退職給付に係る会計基準」（平成10年6月16日企業会計審議会）及び「退職給付会計に関する実務指針」（平成11年9月14日日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）に基づき、適切に負債の部（前払年金費用となる場合は資産の部）に計上しているか。

(iv) 不動産を一旦売却し、時価が下落している状況で、売却価格と同額あるいは同額程度で買い戻した結果、多額の含み損を抱えているにもかかわらず、当該買戻価格を評価額としていないか。

(v) 劣後ローンによる借入れ又は劣後債の発行を行っている場合は、当該劣後ローンによる借入れ等は、告示第50号第1条第3項第6号、同条第4項から第7項により、保険金等の支払能力の充実に資するものとして適格であるか。

(vi) 資本等の調達を行った保険会社が、劣後ローン等の貸手等に対して迂回融資等により、その原資となる貸付を行っていないか。

(vii) 告示第50号第1条の2においてソルベンシー・マージン総額から「控除項目」として控除しなければならないと規定されている他の保険会社又は子会社等の株式その他の資本調達手段の「意図的な保有」については、監督指針の趣旨を踏まえて該当するかどうか確認しているか。

また、「意図的な保有」に該当する場合には、貸手保険会社のソルベンシー・マージン総額から当該保有相当額を控除することとなるが、適正な控除が行われているか。

④【通常の予測を超える危険に相当する額】

- (i) 通常の予測を超える危険に相当する額は、告示第 50 号の定めに従って算出しているか。
- (ii) 最低保証リスク相当額の算出に当たっては、以下の項目に留意しているか。
- イ. 標準的方式又は代替的方式に基づき適正に算出されているか。また、平成 17 年 3 月 31 日以前に締結した変額保険契約等のうち保険金等の額を最低保証している保険契約についても、最低保証リスク相当額を算出するものとなっているか。
 - ロ. 最低保証リスクに対するリスク減殺等を目的としてヘッジを行う場合は、告示第 50 号別表第 6 の 2 II. 3. の規定により取り扱われているか。
 - ハ. 再保険を付している場合は、出再により移転する部分を超えない範囲で控除することになっているか。
- (iii) 信用リスク相当額の算出に当たっては、以下の項目に留意しているか。
- イ. 本来リスク管理債権として計上すべき債権について、意図的にリスク管理債権から除外し、ソルベンシー・マージン比率算定上の信用リスクを削減していないか。
 - ロ. 決算期を跨いで又は決算期末日に保有債権に保証等を付している場合は、保証等の残存期間が 1 年未満であるにもかかわらずソルベンシー・マージン比率算定上の信用リスクを削減していないか。ただし、当該保証等につき正当な理由があり、かつ、継続して信用リスクの削減が期待できる場合を除く。
- (iv) デリバティブ取引リスク相当額の算出に当たっては、リスク係数がマイナスのデリバティブ取引（外国通貨や株式に係るプットオプションの買いなど）について、以下のような取引が告示第 50 号第 2 条第 8 項第 1 号及び第 2 号に規定されている「意図的に取引を行っている」と認められる場合に該当するか検証し、該当する場合は適正に控除されているか。
- ・ 年度末時点におけるデリバティブ取引残高が、当該年度の各月末時点での取引残高の平均値を大きく上回っている場合
 - ・ 年度末時点での現物資産の保有残高に対するデリバティブ取引残高の割合が当該年度の各月末時点での当該割合の平均値を大きく上回っている場合
- (v) その他通常の予測を超える危険に相当する額の算出に当たっては、以下の項目に留意しているか。
- イ. 資産の流動化が行われた場合には、法形式上の譲渡に該当する場合であっても、リスクの移転が譲受者に完全に行われている等、実質的な譲渡が行われて

いるか。

- ロ. その他、ソルベンシー・マージン基準の趣旨に反するマージンの嵩上げ、リスクの削減が行われていないか。

3. 経営分析

(1) 将来収支分析（3号収支分析）

(i) 取締役会等は、保険計理人が行う保険業の継続が困難であるかどうかについての確認業務（法第121条第1項第3号に基づく保険計理人の確認業務。以下「3号収支分析」という。）への協力及び対応を的確に行う態勢を整備しているか。また、3号収支分析の結果に対し、適切な対応を行っているか。

(ii) 生命保険会社の保険計理人は、実務基準に則って、3号収支分析による事業継続基準の確認を、少なくとも将来10年間について行っているか。また、分析期間中の最初の5年間の事業年度末において、「将来の時点における資産の額として合理的な予測に基づき算定される額」が「将来の時点における負債の額として合理的な予測に基づき算定される額」を上回ることを確認しているか。

また、損害保険会社の保険計理人は、実務基準に則って、「基準日の実質純資産の額と基準年度の翌年度の収支の額の合計額」が「リスク相当額」を下回らないことを確認しているか。

(iii) 生命保険会社において、実務基準に定める3号任意シナリオを使用する場合、合理的で客観性のあるシナリオとなっているか。例えば、

イ. 3号任意シナリオ各要素の将来への推移は、現在の保険会社の経営実態を踏まえ、合理的なものとなっているか。

ロ. 3号任意シナリオの各要素間（例えば、新契約高と事業費、債券価格と金利の変動、保有契約の成熟度と保険事故発生率等）は、整合性の取れたものとなっているか。

ハ. 附属報告書には、3号任意シナリオが正当であることを示しているか。

ニ. 以前に策定した3号任意シナリオについて、その後に実現した実際の結果との比較を行い、差異がある場合はその原因を確認しているか。

(iv) 生命保険会社において、3号収支分析に用いたシナリオは、実務基準に則ったものとなっているか。

また、損害保険会社において、基準年度の翌年度の収支の額は、実務基準に則って算定されているか。

(v) 生命保険会社において、3号収支分析により、今後5年間に事業継続基準不足相当額が発生すると見込まれる場合であって、経営政策の変更により当該事業継続基準不足相当額を解消することができる旨意見書に記載されている場合、その経営政策の変更には根拠（計画等）が示されており、かつ、実現可能性が高いものとなっ

ているか。

また、翌年度以降の意見書において、その経営政策の変更が実現されている旨示されているか。実現されなかった場合、その原因及び今後の対応策が示されているか。

- (vi) 損害保険会社において、3号収支分析により、事業継続基準不足相当額が発生すると見込まれる場合であって、経営政策の変更により当該事業継続基準不足額を解消することができる旨意見書に記載されている場合、その経営政策の変更には根拠（計画等）が示されており、かつ、実現可能性が高いものとなっているか。

また、翌年度以降の意見書において、その経営政策の変更が実現されている旨示されているか。実現されなかった場合、その原因及び今後の対応策が示されているか。

- (vii) 3号収支分析の結果が、過去の分析の結果と著しく相違する場合は、その原因を附属報告書に記載しているか。

(2) 利源分析

- (i) 保険会社が採用している利源分析の方式は、会社の業容（規模、成長性、販売チャネル等）や商品構成との関係から、妥当なものとなっているか。⁸
- (ii) 取締役会等は、利源分析の結果について報告を受け、毎年の契約者配当をはじめ商品開発等、経費削減及び販売計画等の経営全般における意思決定の参考とし、活用しているか。⁹
- (iii) 利源分析を用いて経営実態を把握するに当たっては、以下の点に留意する必要がある。

イ. 死差（又は危険差）損益は保険会社の利益の基本部分であり、通常は安定的な推移を示すことから、死差（又は危険差）損益に関して以下のような状況が見られる場合には、他の利源からの収支の付替え等を行い、見かけ上の死差（又は危険差）益を計上していないか。¹⁰

- ・ 死差（又は危険差）損益が大きく変動している場合（大事故の発生等、変

⁸ 保険料の計算においては、いくつかの前提（計算基礎率）が用いられており、保険会社の利益の大宗は、この前提と実際の経営における実績が異なることにより生じる。したがって、経営の実態を把握して当期及び将来の利益を見通すには、計算基礎率その他に対応する部分（3利源や責任準備金関係損益等）に分けて分析し、把握することが重要である。このような利源分析の方式の1つには、生命保険会社に当局への報告を義務付けている一般的な分析方式（収支残式）がある。しかし、今日の経営環境、低解約返戻金商品、変額年金（最低保証付き）、第三分野の商品などもある中であって、この方式が妥当であるか、状況に応じて個別に判断する必要がある。また、損害保険会社においても同様の視点から、個別に判断する必要がある。

⁹ 利源分析は生命保険会社において根付いている経営分析手法である。損害保険会社においても、第三分野など長期の保険商品の存在感が高まっていることもあり、利源分析の有効性が増してきている。

¹⁰ 一般的な利源分析手法（収支残式）には、計算要素として責任準備金が用いられることから、責任準備金の計算に異常値があれば、それが死差（危険差）益の結果にも異常値として現れる。この仕組みは責任準備金の評価計算のチェックにも利用される。

動の要因が明らかな場合を除く。)

- ・ 予定利息の計算値が、予定利率別の責任準備金の増減と比べて不自然な動きを示している場合（利差損益でも同様）
 - ・ 予定事業費の計算値が、保険種類ごとの保険料収入の増減と比べて不自然な動きを示している場合（費差損益でも同様）
 - ・ 解約失効契約に対する消滅時責任準備金の計算値が、解約返戻金の支払額等と比べて不自然な動きを示している場合（責任準備金関係損益でも同様）
 - ・ 責任準備金の増減が、保有契約の内容と比べて不自然な動きを示している場合
- ロ．利差損益は、金融市場等の外部環境から大きな影響を受ける資産運用の成果を表すものであり、利差損益に関して以下のような状況が見られる場合には、他の利源からの収支の付替え等を行い、見かけ上の利差益を計上していないか。¹¹
- ・ 利差損益が大きく変動している場合
 - ・ 予定利息の計算値が、予定利率別の責任準備金の増減と比べて不自然な動きを示している場合
 - ・ キャピタル・ゲインとインカム・ゲインの区別が適切に行われていない場合
- ハ．費差損益は保険会社の経営の効率性を表す側面があることから、費差損益に関して以下のような状況が見られる場合には、他の利源からの収支の付替え等を行い、見かけ上の費差益を計上していないか。
- ・ 費差損益が大きく変動している場合
 - ・ 予定事業費の計算値が、保険種類ごとの保険料収入の増減と比べて不自然な動きを示している場合
 - ・ 新設会社等、販売経費の負担が大きい時期であるにも関わらず、費差益の水準が高い場合
- ニ．責任準備金関係損益については、その損益の発生要因（例えば、低解約返戻金商品の解約から生じる利益、失効契約に伴う利益、諸積増の移動内容）を分析して、保険契約者等保護の視点で問題がないことを確認する必要がある。このことから責任準備金関係損益に関して以下のような状況が見られる場合には、他の利源からの収支の付替え等を行い、見かけ上の責任準備金関係益を計上していないか。
- ・ 責任準備金関係損益が大きく変動している場合
 - ・ 解約失効契約に対する消滅時責任準備金の計算値が、解約返戻金の支払額等と比べて不自然な動きを示している場合

¹¹ 利差損益に関しては、これまでの逆ざや問題の発生の経緯等を勘案すれば、運用収益成果の利回りによる一面的な追求が、必ずしも本当の資産運用効率の向上に資する訳ではないことに注意が必要である。

- ホ. その他の損益について、例えば、その他の経常収益、法人税及び住民税等の各項目は適切に計上されているか。
- (iv) 分析の結果、必要となる保険計理（例えば、危険準備金の繰入れや取崩し）は、適切に実行されているか。

(3) 生命保険会社の区分経理

①【区分経理に関する内部規程又は業務細則の策定】

取締役会等は、区分経理に関する内部規程（以下「区分経理規程」という。）又は業務細則を策定させているか。区分経理規程は、リーガル・チェック等を経て、取締役会等の承認を受けているか。区分経理規程においては、例えば、商品区分、全社区分、資産区分等の設定に関する取決めや資産・負債・純資産及び損益に関する配賦基準（以下「配賦基準」という。）が明確化されているか。

②【区分経理に関する態勢の整備】

- (i) 取締役会等は、区分経理に関する責任者又は担当部署を設置しているか。
- (ii) 取締役会等は、区分経理に関する事項で、経営に重大な影響を与えるものについては、速やかに統合的リスク管理部門や内部監査部門へ報告されるとともに、取締役会等に報告される態勢を整備しているか。

③【区分経理に関する留意点】

- (i) 商品区分の設定
- イ. 商品区分は、損益及び負債の管理を行うためのものであるが、商品の特性や契約の保有状況に照らして、損益を把握する単位として適切なものとなっているか。
- 例えば、「掛捨て型の短期保険と貯蓄型の長期保険」、「無配当保険と有配当保険」、「予定利率固定型保険と予定利率変動型保険」、「個人保険と企業保険」などが、原則として、別区分で管理されているか。
- なお、主契約に付加された特約等は、原則として、主契約と同じ商品区分に帰属させているか。
- ロ. 新規商品の発売による当該保有契約の増大や、ある商品区分の中の一部の保険種類の契約の増大などにより、保険会社全体や商品区分の収支に重大な影響を与えるような場合に、新たな商品区分又は同種の細分化した商品区分を設定する際に、契約者間の公平性等に留意し、合理的な方法で行っているか。
- ハ. 設定した商品区分について、合理的な理由（保有契約が減少し、商品区分の存在意義がなくなった場合等）がないにもかかわらず、その変更（他の商品区分に統合することを含む。）を行っていないか。
- (ii) 全社区分の設定
- イ. どの商品区分にも該当しない損益及び負債を管理する区分で、各商品区分を円滑に運営させるために全社区分を設定しているか。

ロ. 全社区分の具体的な機能としては、原則として、以下のようなものがあるが、この機能を逸脱して運営していないか。

- ・ 死亡保障リスク、価格変動リスク、経営管理リスク等に対応するためのリスクバッファー機能
- ・ 商品開発に係る事業運営資金提供機能
- ・ 保険会社全体で共有する資産、共通する経費等の管理機能
- ・ 現預金等の管理機能

(iii) 資産区分の設定

イ. 資産運用収益等を公正かつ衡平に配賦するために設定する資産区分は、保険契約の特性や保険会社全体の収支等への影響を勘案し、各商品区分の特性等に留意しているか。

ロ. あらかじめ設定されている資産区分について、規模の拡大等により分割する場合は、契約者間の公平性等に留意し、合理的な方法で行っているか。

ハ. 資産区分の資産が減少し、資産区分の存在意義がなくなった場合は、当該資産区分は廃止し、他の資産区分に統合しているか。この場合、いずれの契約にも属しない残余財産は全社区分の資産区分に統合しているか。

(iv) 負債・純資産の商品区分等への配賦方法

イ. 商品区分への配賦

保険契約準備金（危険準備金を除く。）や再保険借等、保険商品に直結する負債等は各商品区分に直課し、未払法人税や退職給付引当金等の直課できないものは、「配賦基準」に基づき配賦しているか。

ロ. 全社区分への配賦

純資産の部（繰延利益剰余金・未処分剰余金、評価・換算差額等を除く。）、価格変動準備金、危険準備金、その他いずれの商品区分にも帰属しない負債は、全社区分に配賦しているか。

ハ. 全社区分に帰属する負債・純資産の源泉管理

全社区分に帰属する純資産のうち、例えば、配当平衡積立金等や、リスクバッファー機能を果たすために帰属している負債については、いずれの商品区分からの拠出により形成されたものであるか、その源泉を管理しているか。

(v) 資産の資産区分への配賦方法及び管理基準

イ. 運用資産の配賦方法

運用資産は、原則として、商品の特性に応じた運用を目的として取得した資産について、その商品が属する商品区分に対応する資産区分に配賦しているか。

ロ. 運用資産の管理

運用資産は、資産区分ごとに、商品区分の特徴や資産規模等を勘案して、次に掲げる方式の中からもっとも適切な方式を選択して管理しているか。

- ・ 資産分別管理方式：個々の資産を銘柄ごとに、資産区分に直接帰属させ管理する方式
- ・ 資産単位別持分管理方式：取引単位ごと（例えば、不動産では物件毎、融資では貸付毎）に、資産区分の持分を決定し、その持分で管理する方式
- ・ 資産持分管理方式：投資対象資産ごとのマザーファンドを設定し、各資産のマザーファンドに対する持分で管理する方式¹²

ハ．運用資産以外の配賦方法

(イ) 再保険貸等、直課することが可能な資産は、それぞれ該当する資産区分へ直課しているか。

(ロ) 繰延資産（システム関係）や雑資産のような直課することが不可能な資産は、「配賦基準」に基づき配賦しているか。

ニ．全社区分の資産

営業用不動産、子会社・関連会社株式、現預金（現預金等の管理機能を持つ場合）、その他全社区分に配賦することが相応しい資産の全部又は一部の配賦は、「配賦基準」に基づき配賦しているか。

なお、営業用不動産又は投資用不動産において、用途変更があった場合には区分經理の趣旨に沿って適切に処理しているか。

④【損益の配賦】

イ．保険関係損益

保険料等収入、保険金等支払金、支払備金繰入額、責任準備金繰入額等は各商品区分に直課しているか。

ロ．運用資産関係損益

資産が帰属する資産区分に配賦し、さらに対応する商品区分・全社区分に直課又は持分に応じて配賦しているか。

また、一つの資産区分で複数の商品区分を管理している場合は、「配賦基準」に基づき配賦しているか。

ハ．上記以外の商品区分等へ直課できない損益の配賦方法

商品区分や全社区分に直課できない役職員給与や税金等の事業費等については、「配賦基準」に基づき配賦しているか。

⑤【資産区分間の取引】

資産区分の間での取引は、資金移動（流入・流出）管理、流動性確保及びポートフォリオの改善等、資産区分相互間の經理の透明性を図る観点からの取引に限定しているか。

また、取引に当たっては、市場価格等の適正な価格をもって行っているか。

¹² 資産持分管理方式を用いる場合は、商品、一般勘定資産（無配当保険に対応する資産を除く。）全体を一個のマザーファンドとして扱わない。

⑥【商品区分と全社区分との間の取引】

資金の流動性の確保又は保険金等の円滑な支払いのために、やむを得ず行われる商品区分と全社区分との間の貸借、出資、その他の取引は、以下の考え方となっているか。

イ. 現預金等の貸借

- (イ) 貸借ごとに他の商品区分又は全社区分と区別して管理しているか。
- (ロ) それぞれの商品区分において、借越しが継続しないよう限度額等を設けているか。

ロ. 現預金等以外の貸借

- (イ) 全社区分から商品区分への貸付は、特定の商品区分に保険金支払いが集中する等、異常危険等による損失が発生した場合、新規商品の販売に伴う事業運営資金が不足する場合、その他やむを得ない事情がある場合に限定されているか。
- (ロ) 商品区分から全社区分への貸付は、全社区分の規模が小さいために、その機能を十分に果たすことができない場合に限定されているか。
- (ハ) 上記(イ)及び(ロ)の貸借は、金額、利率（貸付期間に応じた市中金利等を基に設定すること）、期限その他の返済条件をあらかじめ定めているか。
- (ニ) 貸付条件の緩和や債務免除は、回収が不可能な損失が発生している場合等、やむを得ない事情がある場合に限定しているか。

ただし、債務免除を受けた場合は、その商品区分に係る商品についての新規募集停止や保険料の適正化等所要の措置を講じているか検証する。

なお、金利減免や元本返済猶予等の元本に影響を与えない貸付条件の緩和等を行った後に利益が生じた場合は、当該利益を条件緩和の是正に充てているか。

ハ. 出資

- (イ) 全社区分から商品区分への出資は、特定の商品区分に保険金支払いが集中する等、異常危険等による損失が発生した場合、新規商品の販売に伴う事業運営資金が不足する場合、その他やむを得ない事情がある場合に限定されているか。
- (ロ) 商品区分から全社区分への出資は、全社区分の規模が小さいために、その機能を十分に果たすことができない場合に限定されているか。
- (ハ) 出資を受けた商品区分又は全社区分において、剰余金が発生した場合は、出資に対応する金額を出資した商品区分又は全社区分に配分しているか。
- (ニ) 機能を果たした出資は返済を受けているか。

ニ. その他の取引

上記イ. からハ. に係わらず、危険準備金等の積立て及び取崩しに係る商品区分と全社区分との取引、全社区分に帰属する共有資産（営業用不動産等）や全社区分の負担する共通経費（総務部門人件費等）に対する商品区分の利用料及び手数料の支払い、及びこれらに準じる以下に掲げる取引は、あくまでも保険契約者への利益

還元の公平性・透明性の確保、保険種類相互間の内部補助の遮断、区分経理の適切な運営などに資する観点から極めて限定的に行われるべきものである。従って、この趣旨を十分認識し、適切に行う態勢となっているか。

(イ) 全社区分に帰属する資本又は危険準備金等を積増す場合に、それぞれの商品区分が全社区分に対して、必要な積増し額を負担する取引は適切に行われているか。

(ロ) 全社区分に帰属する資本又は危険準備金等を取崩す場合に、全社区分がその取崩事由の発生した各商品区分に対して、それぞれに対応する取崩相当額を支払う取引は適切に行われているか。

この場合において、持分管理を行っている配当平衡積立金等の任意積立金又は負債を、当該商品区分の持分を超えて取崩す時は、当該超える部分は、全社区分から当該商品区分へ貸付を行ったものと見做して適切に処理しているか。

(ハ) 転換等により保険種類が変更される場合等、その帰属する商品区分が変更となる契約について、当該契約に係る責任準備金及び積立配当金の元利合計額等を、当該契約が変更前に帰属していた商品区分から変更後に帰属する商品区分へ支払う取引は適切に行われているか。

(ニ) 新契約に係る費用を全社区分が立替える場合に、各商品区分から全社区分へ、収入保険料等のうち新契約費相当分を支払う取引は適切に行われているか。

(ホ) 全社区分が、共有資産・共通経費等の管理の対価として、「資産管理運営要領」により、利用料、手数料その他の金額を受け入れる取引は適切に行われているか。

(ヘ) 各商品区分において、特定のリスク発生による損失実現時に、全社区分から当該リスクの発生した商品区分へ、当該リスクによる損失実現額の範囲内の金額を支払う取引は、各商品区分が全社区分に対し、保険数理的に定められた金額をあらかじめ対価として支払っている場合に限定されているか。

(ト) 各商品区分は、上記(イ)から(ヘ)に加えて、以下の場合において、他の商品区分から他の商品区分等の保険金支払能力等に影響を及ぼさない範囲において、資金を受け入れる場合は、その趣旨に沿って適切に運営されているか。

- ・ 各商品区分において、将来とも回復が困難と見込まれる重大な損害が発生した場合であって、全社区分から、その損害のてん補を受ける場合（全社区分が他の商品区分から当該損害のてん補のためにてん補を受ける場合を含む。）

ただし、この取引によりてん補を受けた場合は、受け入れた商品区分に係る商品についての新規募集停止や保険料の適正化等所要の措置を講じているか検証する。

- ・ 全社区分において、将来とも回復が困難と見込まれる重大な損害が発生し

た場合であって、各商品区分からその損害のてん補を受ける場合

⑦【区分経理の開始に際しての含み損益等の配分】

取締役は、保険契約者間の公平性確保等の観点から、区分経理の開始に際して各種資産及び当該資産に係る含み損益の配賦方法等について、アセット・シェア等に基づき適切に配賦する方法を定めているか。

⑧【区分経理上の各種取引等の明細の記録・整理】

区分経理を運営する上での各種取引等は、その明細を記録・整理しているか。

⑨【年度途中の資金移動の区分経理への反映】

年度途中の資金移動の都度、区分経理に反映することが困難な場合や、資金移動に対応する商品区分が直ちに判明しない場合には、一時的に仮払い又は仮受けの勘定処理を行うが、これらの資金移動だけを管理する区分を設けることが望ましい。その上で、後日、速やかに正規の処理を行っているか。

⑩【区分経理に係る利源分析】

区分経理を適切に運営する観点や経営の健全性確保の観点から、例えば、区分した経理ごとに死差（又は危険差）損益、利差損益、費差損益、責任準備金関係損益、価格変動損益、その他の損益等について、分析・検討を実施しているか。

⑪【区分経理の結果の活用】

- (i) 保険計理人は、業務執行に必要な区分経理に関する情報提供を受けるとともに、運営上、問題がある場合には、取締役会等に報告するとともに、その改善指導に取り組んでいるか。
- (ii) 取締役会等は、区分経理の結果について報告を受け、契約者配当等の経営における意思決定に活用しているか。

(4) 契約者配当

- (i) 取締役会等は、法令、約款、社内規則、保険計理人の意見書を踏まえて、保険契約者間の公正・衡平を考慮した配当を決定しているか。
- (ii) 配当の必要財源は正確に計算されており、その財源は法令の制限に関して問題がないか。配当の必要財源を捻出するために経理操作を行っていないか。
- (iii) 個々の保険契約の配当金は、規則第 30 条の 2 各号、第 62 条各号に規定された計算方法となっているか。
- (iv) 保険計理人は、契約者配当に関する確認業務を法令等に則り適切に行っているか。